

# 栃木の国保

Vol. 61  
2011.5

TOCHIGI NO KOKUHO

SPRING  
SUMMER



栃木県国民健康保険団体連合会

|  |    |
|--|----|
| ■巻頭言   | 1  |
| <b>輝ける「文教医療福祉都市」を目指して</b>                                  |    |
| 足利市長 大豆生田 実  |    |
| ■メインテーマ1   | 2  |
| 平成23年度<br>国民健康保険事業運営に係る留意事項                                |    |
| 栃木県保健福祉部国保医療課  |    |
| ■メインテーマ2   | 12 |
| <b>栃木県国民健康保険団体連合会 通常総会</b>                                 |    |
| ■国保連協会長プロフィール  | 22 |
| 自ら守る医療保険制度   |    |
| 茂木町 関澤 久   |    |
| ■私の趣味と健康法  | 23 |
| テニスで汗を流そう！   |    |
| 鹿沼市市民部保険年金課 課長 鹿嶋 敏  |    |
| ■突撃ルポ 保険者みてある記   | 24 |
| 第93回 那須烏山市   |    |
| ～「自然」と「文化」と「活力」が調和した暮らしやすいまち<br>みんなの知恵と協働による「ひかり輝く、まちづくり」～ |    |
| ■特別寄稿 第1回  | 27 |
| 生活習慣病予防・医療費適正化に向けた<br>特定健診・特定保健指導データの活用                    |    |
| 慶應義塾大学医学部 衛生学公衆衛生学教授 岡村 智教                                 |    |
| ■収納率あっぷルポ  | 30 |
| 佐野市  |    |
| ■介護ア・ラ・カルト   | 32 |
| 第5回 忘れえぬ人々(その1)  |    |
| 高橋 紘一  |    |
| ■保健師活動報告   | 35 |
| 国保ヘルスアップ事業を活用した<br>特定健診受診勧奨者への訪問指導事業の試み                    |    |
| 小山市健康増進課 大関 愛  |    |
| ■保険者だより  | 37 |
| 昨年10月31日(日)にさくら市健康祭りを<br>実施しました!                           |    |
| ■栃木県国保医療課だより   | 38 |
| メンバー紹介   |    |

|   |    |
|---|----|
| ■ただいまこくほ最前線   | 39 |
| 栃木市 大平総合支所 生活環境課 保険医療担当<br>主事 菅沼 絵里<br>市貝町 町民くらし課 国保年金係<br>主事 橋本 朋子 |    |
| ■レポート   | 40 |
| 平成22年度国民健康保険料(税)徴収事例研究会<br>平成22年度国保セミナー                             |    |
| ■国保連協会コーナー  | 42 |
| 知って得する身近な健康情報   |    |
| ■第三者行為損害賠償求償事務コーナー  | 43 |
| ■歩こう、歩こう! あの道この道<br>蔵のある風景を求めて                                      | 44 |
| ■国保連会会のうごき  | 45 |
| 平成23年6月、7月、8月   |    |
| ■お知らせ   | 46 |
| ■編集後記   |    |

〈表紙の写真〉龍門の滝で新旧デザインがそろう踏み  
(那須烏山市)



龍門の滝は江川にかかる幅65メートル、高さ20メートルの大滝で、JR烏山線の滝駅から徒歩5分にあります。4月に開業88周年を迎えたJR烏山線では、一部の車両に1979年以前に使用されていた朱色とクリーム色のデザインを復活。滝の上を列車が通過するという全国的にも珍しいこの撮影スポットが更にバージョンアップしました。

# 巻頭言



足利市長  
大豆生田 実

輝ける

「文教医療福祉都市」

を目指して

このたびの東日本大震災で被災された皆さまに対しまして心からお見舞いを申し上げます。県内においても多くの方が被災され、また、震災・原発の影響で本県に避難されている方も多数いらっしゃいます。このような時だからこそ、私たちは国保の基本理念でもある相互扶助の精神を発揮し、1日も早い復興に向けて力を合わせていかなければと感じているところです。

さて、足利市は今年市制施行90周年の節目の年を迎えました。10年後、20年後を見据え、まちの将来像として『文教医療福祉都市』を目指すことといたしました。

足利市といえは、ご存知「足利学校」。市民から「学校さま」と呼ばれ、市民の心よりどころにもなっています。こうした歴史的な背景を活か

しながら、市民の文化度をより高めるための施策に取り組み、市内各地に咲く文化の花がさらに華やかに咲き誇るようなサポートを進めていく予定です。

また、足利学校のある街にふさわしい学び舎でありたいと、昨年从小中学校での論語素読を行っております。さらに、この4月からは3つの中学校を小規模特認校に認定し、県内初の土曜日授業を始めました。足利学校の学びの特長は「自学自習」です。この精神を現代に活かし、子どもたちの学力・体力の向上はもちろん、人間力の向上に力を入れて取り組んでおります。

医療の面におきましては、足利赤十字病院が、より広く、また設備もさらに充実して、7月1日から移転開院することになりました。群馬県側も含めた両毛地区で唯一の三次救

急病院でもありますので、これを契機に医療拠点としてふさわしいまちづくりを進めていく予定です。また、休日夜間急患診療所を新病院内に一本化して開設し、市民にわかりやすい急患診療体制を提供することといたしました。

このほか本市では、子宮頸がんワクチンなどの助成や中学3年生までのこども医療費の助成、不妊治療助成の拡充（1回20万円）など、限られた財源の中で医療分野の充実を図っております。さらに、この4月から後期高齢の方を対象とした健康増進事業として、人間ドックや保養施設利用補助事業もスタートさせたところと

福祉の分野におきましては、介護保険料の抑制を図りながら、良質な介護サービスが受けられるようになるなど、高齢者や障がいをもった方に優しいまちづくりを進めようとしております。

平成の大合併の大きな流れの中で、本市は風ぎの状態でありましたが、もともと変化に富んだ新たな価値の創造には関心の高い土地柄。先人が築いたポテンシャルを活かして新たな魅力を積み上げ、輝ける「文教医療福祉都市」の実現を名実ともに目指したいと考えております。

# 平成23年度 国民健康保険事業運営に係る 留意事項

平成23年4月  
栃木県保健福祉部国保医療課

## はじめに

我が国における急速な高齢化の進行は、疾病構造の変化、医療技術の高度化などの要因とも相まって医療費の大幅な増大をもたらし、各医療保険の事業運営にも大きな影響を及ぼしている。

特に、国民健康保険については、被保険者の年齢構成が高く、所得水準が低いといった構造的な脆弱さを有し、少子高齢化の進展や収納率低下による保険料（税）収入の伸び悩みの影響なども加わり、各保険者の財政は、ますます厳しさを増しているところである。

こうした中、国の高齢者医療制度改革会議で昨年末に示された最終とりまとめでは、新しい高齢者医療制度のあり方に併せ、国民健康保険を都道府県単位で財政運営する案が示されたが、関連法案ははまだ国会に提出されていない。さらに、国保の構造的な問題を解決するための基盤強化策などについて、現在、国と地方の協議の場において検討がなされるなど、国保制度は大きな変革期を迎えている。

本書は、こうした状況を踏まえ、市町村保険者、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会における、平成23年度の国民健康保険事業運営上の留意事項について取りまとめたものである。

## 事業運営に当たっての

## 留意事項

### 市町村保険者に関する事項

#### 1 事業運営の適正化の推進

##### (1) 国民健康保険事業計画の策定

市町村保険者（以下「市町村」という。）は、国民健康保険の円滑かつ効果的な事業運営を図るため、次年度の予算編成に先立ち、事業運営の指針となる事業計画を策定するものとする。

事業計画の策定に当たっては、各事業ごとに、当該年度までの実績について把握・分析した上で新たな目標を設定することとし、同時に、目標達成のための具体的な対応方法についても明確にしておくことが求められる。

##### (2) 適正な予算編成

市町村は、国民健康保険事業計画に基づく事業運営を確保するため、

なお、国民健康保険の円滑な事業運営には、国民健康保険主管課のみならず税務、保健、住民基本台帳担当課等との連携が不可欠であるので、事業計画策定に際しても、それら関係各課との十分な調整が必要である。

また、事業の実施段階においては常に目標に関する進行管理を行い、事業運営上の問題点を的確に把握し速やかに対処することにより、事業の遅延等が生じないよう配慮願いたい。

健全かつ適正な予算を編成することが求められる。

平成23年度に、国保税の医療給付費分に係る賦課限度額について、国の基準が50万円から51万円に、後期高齢者支援等分に係る賦課限度額については、13万円から14万円に、また、介護納付金分については10万円から12万円に改正されたので、未達成の市町は、関係条例の改正による早期の限度額引き上げ等について検討

討願したい。  
また、今後、予算補正等の対応が必要となってくることも考えられるが、その場合においては、「平成23年度国民健康保険の保険者の予算編成に当たっての留意事項について」（平成22年12月27日付け厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）に十分留意願いたい。

### (3) 赤字市町村における財政の健全化

国民健康保険事業の実質単年度収支の赤字が連続で発生している市町村においては、早期の赤字解消に努められたい。

費適正化対策等について積極的な対応を図った上でその効果を見極めることとし、最終的に保険料（税）率を引き上げる場合にも、過大なものとならないよう、歳入、歳出のバランスに留意した適正な保険料（税）率の設定について慎重に検討されたい。

赤字解消に当たっては、適正な保険料（税）収入の確保が基本とはなるが、安易な保険料（税）率引き上げは好ましくないことから、まずは、保険料（税）収納率向上対策、医療

費適正化対策等について積極的な対応を図った上でその効果を見極めることとし、最終的に保険料（税）率を引き上げる場合にも、過大なものとならないよう、歳入、歳出のバランスに留意した適正な保険料（税）率の設定について慎重に検討されたい。

### (4) 前期高齢者財政調整について

平成20年度から、65歳以上74歳以下の前期高齢者の加入率に応じた財政調整制度が創設されたが、2年後に

実績に基づき精算されることとなっていることに留意願いたい。

## 2 国民健康保険資格適用の適正化

### (1) 被保険者資格得喪の早期把握

被保険者資格の的確な把握は、国民健康保険事業運営の基本となるも

のであるが、そのためには、まず、法令等に基づく資格得喪の届出励行

について、啓発資料、市町村広報誌などを活用し、被保険者への周知徹底を図り、その協力を求めていくことが必要となる。

また、社会保険離脱による国民健康保険資格の取得、あるいは、社会保険加入による国民健康保険資格の

### (2) 退職被保険者等適用の適正化

現行の退職者医療制度は廃止されたが、現行制度からの円滑な移行を図るため、経過措置として平成26年度までの間における65歳未満の退職者を対象として現行の退職者医療制度は存続する。これにより、65歳以上74歳以下で退職者医療制度の対象となっていた者は、国民健康保険の一般被保険者となったことに注意されたい。

退職被保険者等の適用については、平成15年4月から、退職者本人について届け出られるべき事項を市町村が公簿等により確認することができるときは、当該届出を省略して退職被保険者として適用できることとされている。また、平成20年度から、退職被扶養者についても市町村が公簿等により確認できる場合には、届出を省略して職権適用できることとなったことから、対象となる世帯への周知と積極的な適用に努めていた

喪失等があった場合に、市町村において把握が遅れることにより、いわゆる適及適用や保険料（税）の二重賦課等の問題が発生し、保険給付、保険料（税）の賦課・収納等に係る円滑な事務処理が損なわれる恐れがあるので、早期把握に努められたい。

だきたい。

また、上記取扱を円滑に実施するため、参考資料として栃木県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）から市町村に送付されている年金受給権者一覧表と被保険者台帳を活用し該当者リストを作成するなど、対象者の適正な把握に努められたい。

なお、退職被保険者等に係る適用については、「国民健康保険の退職被保険者等に係る適用について」（平成15年3月31日付け厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）のほか、「国民健康保険の退職被保険者等に係る適用の適正化について」（平成8年10月31日付け厚生省保険局国民健康保険課長通知）、「国民健康保険の退職被保険者等に係る適用の適正化対策について」（平成17年9月16日保国発第0916001号）、「国民健康保険の退職被保険者の被扶養者に係る適

用について」(平成20年3月31日保発第0331001号)、「国民健康保険の退職被保険者に係る適用について」Q&A等の送付について」(平成20年6月2日付け厚生労働省保険局国民健康保険課退職者医療係事務連

絡)などを参考として対象者の早期把握・適用に努めるとともに、資格取得日までの遡及適用、保険料(税)、保険給付費の振替処理等についても確実に行っていくことが必要である。

### (3) 外国人に対する国民健康保険資格の適用について

外国人に対する国民健康保険資格の適用については、「外国人に対する国民健康保険の適用について」(平成16年6月8日付け厚生労働省保険局国民健康保険課長通知※平成22年6月24日付け厚生労働省告示第246号により一部改正)などを参考として適正な事務処理に努められた

い。

なお、国民健康保険資格の適用に当たっては、本人への聞き取りや日本年金機構への問い合わせなどにより、当該外国人が健康保険等被用者保険の対象者でないことを確認するよう、併せて留意されたい。

### (4) 居所不明被保険者の取扱いについて

居所不明被保険者に係る国民健康保険資格の喪失確認処理については、「国民健康保険の被保険者資格の喪失確認処理に係る取扱いについて」(平成4年3月31日付け厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)などを参考として適正に行うこととし、その実施に当たっては、住民基本台帳担当課

等との連携を密にし、事務処理に遺漏のないよう留意されたい。

なお、同通知に基づく、居所不明被保険者に係る資格喪失確認処理の取扱要領の策定がなされていない市町にあっては、早期に策定し、その適正運用に努められたい。

### (5) 適用の適正化月間の設定について

「国民健康保険の被保険者の適用の適正化及び第三者行為に係る求償権の行使について」(昭和50年7月1日

付け厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)を参考として適用の適正化月間を設定し、被保険者資格の適用に

ついて疑義のある者の抽出・調査等を行い、計画的、集中的な適用の適

正化を図られたい。

### (6) 後期高齢者医療制度の創設に伴う改正について

被用者保険の被保険者が後期高齢者医療の被保険者となることに伴い、被扶養者が国民健康保険の資格を取得することとなるが、その手続きについては、「被用者保険の被保険者が後期高齢者医療の被保険者となるこ

とに伴う被扶養者の国民健康保険の資格取得手続き等に関する対応等について」(平成20年3月28日付け厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)等を参考に適切に実施願いたい。

## 3 保険料(税)の適正な賦課の推進

### (1) 所得等の把握

保険料(税)の適正な賦課を行う前提として、正確な所得等の把握が必要となる。

ことから、適正に所得等の把握を行うことの重要性が高まっている。そのため、日頃から被保険者に対し自発的な申告に関する積極的な啓発活動を行うとともに、適用の適正化月間などの機会を活用し、関係機関との連携により所得未申告世帯、所得零世帯等に対する実地調査・指導を集中的に実施するなどにより、的確な所得等の把握に努められたい。

### (2) 適正な保険料(税)の賦課

平成20年度から、保険料(税)の賦課は、医療給付費分と介護納付金分に加え、後期高齢者支援分を合算する形で行われている。それぞれの賦課割合、賦課限度額の設定に当たっ

ては、次の各点に留意しつつ、被保険者間の負担の公平を損なうことのないよう、適正に対応されたい。

① 保険料(税)の賦課割合が応能割に偏っている市町村にあっては、

その格差是正を図るため、早期の保険料（税）率見直しが望まれる。

保険料（税）の賦課割合の格差是正に当たっては、国が規定する標準割合である応能割・応益割Ⅱ50・50を目標として取り組まれたい。

② 賦課限度額について、平成23年度に国の医療給付費分に係る基準が50万円から51万円に、後期高齢者支援分に係る基準が13万円から14万円に、介護納付金分に係る基準が10万円から12万円に引き上げ

### (3) 保険料（税）の遡及賦課の実施

国民健康保険被保険者資格取得に關する届出の遅延等により、遡及して国保資格を適用することとなった場合の当該被保険者に係る保険料（税）については、国民健康保険法あるいは地方税法の規定により、保険料については2年、保険税については3年まで、それぞれ遡及して賦課できることとなっており、法令の規

定に基づく適正な事務処理に留意されたい。

また、平成20年度から、制度創設時の後期高齢者又は制度創設後に75歳に到達する者が被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、当該被保険者の被扶養者から国保被保険者となった者（旧被扶養者）について、新たに国保の保険料（税）を負担することになるため、全

### (4) 後期高齢者医療制度の創設に伴う軽減措置について

平成20年度から、制度創設時の後期高齢者又は制度創設後に75歳に到達する者が国保から後期高齢者医療制度に移行することがあっても、同じ世帯に属する国保被保険者の保険

料（税）が従前と同程度となるよう、①低所得者に対する軽減措置に対する配慮、②世帯割で賦課される保険料（税）の軽減措置が5年間実施されているので、適正に実施願いたい。

また、平成20年度から、制度創設時の後期高齢者又は制度創設後に75歳に到達する者が被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、当該被保険者の被扶養者から国保被保険者となった者（旧被扶養者）について、新たに国保の保険料（税）を負担することになるため、全

### (5) 国保料（税）の特別徴収について

平成20年度から世帯内の国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯主（擬制世帯を除く。）について、国保保険料（税）が年金から天引きされる特別徴収が導入された。また、平成21年度からは、特別徴収の対象者のうち口座振替により納付

### (6) 非自発的失業者の国保税の軽減について

平成22年度から非自発的失業者の国民健康保険税について、離職日の翌日に属する月から離職の属する年度の翌年度末まで、前年の給与所得を30/100として国民健康保険税を計

算することとなった。なお、高額療養費算定基準額の算定に当たっても、非自発的失業者の所得額について30/100とすることとなっているので留意願いたい。

## 4 保険料（税）の収納率向上対策の推進

本県における平成21年度の現年度分の保険税の県平均収納率は、前年度に比べ0・37ポイント低下し、84・77%となった。全国の平均は、0・34ポイ

ント低下の88・01%であった。これにより、本県の収納率の順位は昨年度に引続き46位となった。平成17年2月に厚生労働省から示さ

れた収納対策緊急プラン（例）を参考に、各保険者において収納対策緊急プランを策定の上、現年度分のみならず、

過年度分の収納率向上にも努めていた  
いただきたい。

### (1) 納付しやすい環境の整備

納期内納入対策として、口座振替

キャンペーン等の実施による口座振替利用の推進を図るとともに、納付回数の増加や他の税目の納期と競合しない納期の設定、土・日曜日の納税相談窓口の開設、コンビニ収納、クレジットカード収納、マルチペイメントシステムの導入など、納付義務者が保険料（税）を納付しやすい環境づく

くりについても留意されたい。

また、被保険者の納付機会の拡大を図るため、平成15年度から、保険税を採用している市町村にあっては地方自治法施行令第158条の2の規定により保険税収納事務の私人委託ができることとされたので、その活用等について検討されたい。

### (2) 滞納の実態等の把握・分析

短期被保険者証の活用等により滞納者との接触の機会の確保に努めながら、納税相談、戸別訪問等により、滞納者の実態を把握するとともに、滞納原因別、所得階層別、職業別、

地区別等の区分により滞納状況を把握・分析し、それらの結果に基づく具体的収納計画を策定した上で、徴収活動等に取り組みされたい。

### (3) 滞納者対策の強化について

被保険者間の負担の公平を確保する観点からも、悪質滞納者に対する資格証明書の交付、保険給付の全部又は一部の支払いの一時差止、差止めに係る保険給付の滞納額への充当など諸対策の連携を図り、滞納の解消につなげていただきたい。

また、資格証明書の交付後も滞納

者との接触の機会を持ち、納税相談等により滞納の解消に努めていただきたい。  
なお、滞納者が再三の催促・督促にもかかわらず納税に応じない場合は、積極的に差押を実施されたい。併せて、差押財産の換価対策として、インターネット公売の導入も検討さ

れたい。

滞納に伴い延滞金が発生する場合には、法令の規定に基づき必ず延滞金を調定し、徴収されたい。  
なお、平成22年7月から、資格証

### (4) 徴収体制の整備

収納率向上対策本部の設置など全庁的な徴収体制を確立するとともに、例えば、市町村幹部職員自らが定期的な戸別訪問により納税指導・徴収を行うなど、それぞれの実情に合わせた積極的な収納率向上への取組が望まれる。

### (5) 徴収アドバイザー制度の活用

平成16年度から、国保連合会に、市町村被保険者の収納率の向上を支援することにより国保財政の安定化に

資するため徴収アドバイザー制度が設けられたので、積極的に活用されたい。

明書の交付世帯における高校生世代以下の子どもについては資格証明書に替えて有効期間を6月とする被保険者証を交付することとなっているので留意されたい。

## 5 医療費適正化対策の推進

### (1) 特定健康診査等の実施について

平成20年度から特定健診・特定保健指導の実施が義務づけられたが、この取組は被保険者の生活習慣病を予防することによりQOL（生活の質）の向上を図り、結果として医療費の適正化に資するものである。この趣旨とこれまでの実施状況を踏ま

え、各医療保険者が定める「特定健康診査等実施計画」の目標値達成に向けて、実施方法の創意工夫や普及啓発を通じて着実に実施体制を確立するとともに、特定健診・特定保健指導の実施率向上に今後も努めていただきたい。

## (2) 診療報酬明細書（レセプト）の点検調査

- ① 医療費適正化の中でも重要な対策であるレセプト点検調査について、本県の過誤調整における効果額及び効果率が、ここ数年全国平均を下回っている現状を踏まえ、点検効果の向上を図るため、年度当初に具体的な目標を設定した実施計画を策定するとともに、医療事務経験者を嘱託員として採用するなど、点検体制の一層の充実・強化について配慮願いたい。また、診療報酬点数表との照合の徹底、調剤報酬明細書との突合、手書きレセプトの検算、縦覧点検の強化等、傷病名と診療行為の妥当性の
- ② 確認等に留意されたい。  
第三者求償事務の円滑な処理を図るため、国保連合会が実施している第三者求償事務共同事業を積極的に活用し、事務の適正化、効率化を進められたい。
- ③ レセプト点検調査結果等から得られた諸資料については、保健事業等において有効活用を図られたい。
- ④ 県が行う保険医療機関の指導等に反映できるよう、診療報酬請求に問題のある保険医療機関等については、適宜、県に対し必要な情報の提供をお願いしたい。

## (3) 医療費等の分析・活用

国保連合会が作成する疾病分類統計表の活用などにより、疾病構造や、長期入院者・重複・頻回受診者の状況などに関するデータを基に、各市町村における医療費等の現状と問題

## (4) 在宅医療等の推進

いわゆる社会的入院の解消が課題となつている現状を踏まえ、長期入院患者等の状況を把握の上、在宅医療等が可能な者については、家庭復帰や特別養護老人ホーム、老人保健

## (5) 重複・頻回受診者対策の推進

重複・頻回受診者に対する保健師の訪問活動については、「重複・頻回受診者に係る医療費適正化対策の推進

## (6) 後発医薬品の活用促進

後発医薬品（ジェネリック医薬品）については、患者負担の軽減や医療保険財政の健全化に資することから、普及促進に向けた取り組みが行われている。国からの通知「国民健康保険における後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進について」（平成21年1月20日保国発0120001号）を踏まえ、ジェネリック医薬品希望カードの配布等後発医薬品についての啓発に努めていただきたい。また、平成23年度中に保険者及び後期高齢者医療広域連合が国保連合会に利用差額通知の作成事務を委託することが可能となるよう、（社）国民健康保険中央会においてシステムの開発を進めているので、実施に向けた検討をお願いしたい。

## 6 保健事業の推進

### (1) 保健事業の推進

特定健康診査及び特定保健指導以外の保健事業についても、市町村衛生部門や地域の関係機関（医師会、医療機関等）、関係団体等（専門職能団体、地区組織・団体）との連携を

### (2) 直営診療施設の有効活用

直営診療施設を設置している市町において、保健・医療・福祉の各分野における総合的な機能を発揮でき

施設への入所を促進するなど、保健・医療・福祉等関係部門との連携の下、総合的な在宅医療等の推進を図られたい。

きるよう、関係部課との連携を確保しつつ、その有効活用に努められたい。

## 7 国民健康保険運営協議会の充実

国民健康保険運営協議会は、国民健康保険事業の健全かつ安定的な運営を確保する上での重要な審議機関である。

そのため、国民健康保険事業の現状とその問題点などについて、適宜、協議会委員に対し情報の提供を行う

とともに、国民健康保険事業計画・

予算、保険料（税）率変更など、事業運営の基本となる重要事項については、協議会における十分な審議結果を踏まえた上で意思決定がなされるよう配慮されたい。

## 10 その他の事項

国の調整交付金については、減額措置が適用除外とされたところであるが、各市町においては、当該収納率目標の達成・更なる収納率の向上に向け、一層の努力をお願いしたい。

また、方針に新たに盛り込むべき項目については、今後も連携会議、連携会議事務局において意見交換・調整を図りながら検討して参りたいので、引き続き御協力をお願いしたい。

## 8 個人情報保護の徹底

情報処理技術の高度化や外部委託の普及等に伴い、被保険者等の個人情報の管理については、従来にも増して慎重かつ適正を期すことが求められていることから、「保険者における個人情報保護の徹底について」（平成15年3月14日厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）により、「国民健康保険市町村保険者における個人情報保護に関する指針」が示されたところであるので、管理体制の強化等について十分に配慮願いたい。

また、平成17年4月から個人情報

の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等個人情報保護関連法令が全面施行されたことに伴い、個人情報としての診療報酬明細書等の開示の取扱いについて、法令の趣旨及び法令に基づく手続を確認する観点から「診療報酬明細書等の被保険者への開示について」（平成17年3月31日保発第0331007号）が示されたので、留意願いたい。

### (1) 職員研修の実施

国民健康保険事業の円滑実施には、これに携わる職員の資質の向上が不可欠である。

そのため、市町村においては、担当職員の職階、担当業務、あるいは経験年数等に応じた研修計画を策定し、計画的に実施することにより、

職員の専門知識の修得に努められたい。

併せて、国、県、国保連合会等が開催する研修事業への担当職員の積極的な参加についても配慮願いたい。

### (2) 被保険者に対する啓発の推進

国民健康保険事業の円滑な推進には、被保険者の国民健康保険制度についての理解と協力が不可欠である。

そのため、被保険者に対し、国民健康保険事業実施に関する課題等も

含めた十分な情報提供を行うとともに、納税や資格得喪の届出等に係る啓発について積極的に対応されたい。

## 9 広域化等支援方針について

各市町には2回の連携会議、さらに、関係市町には3回の連携会議事務局において御協力いただき、平成22年11月に「栃木県市町村国民健

康保険広域化等支援方針」を策定し

た。本方針に被保険者規模別の収納率目標と、達成状況に応じた措置を規定したことにより、平成22年度の

### (3) 不正事故の防止

国民健康保険事業に関する不正事故の発生は、市町村あるいは国民健康保険事業に対する被保険者の信用の喪失につながるものである。

そのため、市町村においては、事

務処理方式の適時の見直し、相互牽制体制等管理体制の整備、自主的監査の実施等により事故防止に万全を期されたい。

#### (4) 70歳～74歳の被保険者等に係る一部負担金等の軽減 特例措置（指定公費負担医療）の実施について

被保険者又は被扶養者（現役並み所得者を除く。）であって、70歳～74歳である者が受けた療養に係る一部負担金等の割合は、平成20年4月1日以後1割から2割に見直すこととされたが、平成20年度からこれを据え置くこととする軽減特例措置が実施され、平成23年度も延長されることとなり、一部負担金の一部を国が支払うこととされている（指定公費負担医療）。このことについては、「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置の取扱い」

#### (5) 出産育児一時金の支給額の改正

平成23年4月から出産育児一時金の支給額が、条例の規定により42万円（産科医療補償制度対象出産でない場合39万円）に引き上げられた。また、「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について」（平成23年1月31日保発01331第4号）によ

#### (6) 75歳到達月の自己負担限度額の特例

平成21年1月から75歳到達月については、誕生日前の医療保険制度と誕生日後の後期高齢者医療制度における自己負担限度額を本来額の2分の1に設定された。

者の被扶養者についてもこの特例の対象となつていますが、これらの者については、医療機関では対象者であることを把握できず、入院等の現物

#### (7) 診療報酬の支払早期化

医療機関のレセプト電子化促進を図るため、電子レセプトについては平成23年9月診療分より、国保連合会から医療機関への診療報酬支払を早期化し、原則として診療翌々月の

#### (8) 保険者等に対する指導・助言

保険者等に対する指導・助言については、「国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の指導監督について」（平成20年9月30日付け保発第0930004号厚生労働省保険局長通知、「国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の指導監督について」（同日付け保発第0930001号厚生労働省保険局国

給付が行われないこととなるので、当該被扶養者の国保加入時には、高額療養費の償還手続きについて説明願いたい。

20日までに支払うこととされた。市町におかれては、国保連合会への払込手続き等に遺漏のないようお願いしたい。

民健康保険課長通知）及び「国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会に対する指導監督の実施について（通知）」（同日付け保発第0930006号厚生労働省保険局長通知）に基づき保険者及び国民健康保険団体連合会に対する指導・助言を実施することとなっているので留意願いたい。

# 国民健康保険組合に関する事項

国民健康保険組合（以下「国保組合」という。）においては、前記「市町村保険者に関する事項」に準じた取扱いのほか、次の事項に留意した事業運営に当たりたい。

## 1 被保険者適用の適正化

国保組合被保険者の適用については、特に、全国健康保険協会管掌健康保険の適用除外を受けるべき者について、必ず適用除外承認を受けた上で被保険者とするよう注意された。

適用除外承認の取扱いに当たっては、昨年度、全国建設工事業国民健康保険組合で無資格加入の事例が多数確認されたことを踏まえ、改めて「国民健康保険組合の行う国民健康保険の被保険者に係る政府管掌健康保険の適用除外について」（平成17年12月15日付け国民健康保険課長及び社会保険庁運営部医療保険課長通知）に基づく取扱いを徹底されたい。

さらに、昨年度、国から新たに実

施要求された国保組合における法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に当たっては、各組合の法令遵守担当理事等を中心として、各組合において作成した法令遵守体制の整備に関する基本方針、実践計画、法令遵守マニュアルの周知・徹底を図り、不正事故の防止に努められたい。

また、組合員は、同種の事業又は業務に従事する者で組合の地区内に住所を有することが要件となるので、規約に定められた「組合の地区及び組合員の範囲」に基づく適正な適用に留意願いたい。

## 2 特別積立金、給付費等支払準備金の適正積立及び管理

国保組合においては、国民健康保険事業の健全な運営を確保するため、法令に基づき特別積立金、給付費等支払準備金を積み立てるとともに、

これを適正に管理することにより、保険給付費等の突発的な増高等に對処できる体制を確保するよう留意願いたい。

## 3 組合会の適正な運営の確保

法令等に定められた期間内に、収支の予算、決算、規約の変更等、組合会の必要な議決を得るため、組

合会の開催時期について十分配慮しつつ、その適正な運営に努められたい。

## 4 個人情報保護の徹底

情報処理技術の高度化や外部委託の普及等に伴い、被保険者等の個人情報管理については、従来にも増して慎重かつ適正を期すことが求められていることから、「保険者における個人情報保護の徹底について」（平成15年3月14日厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）により、「国民健康保険組合における個人情報保護に関する遵守基準」が示されており、これに基づき管理体制の強化等が図られるよう十分配慮願いたい。

また、平成17年4月から個人情報

の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等個人情報保護関連法令が全面施行されたことに伴い、個人情報としての診療報酬明細書等の開示の取扱いについて、法令の趣旨及び法令に基づく手続を確認する観点から「診療報酬明細書等の被保険者への開示について」（平成17年3月31日保発第0331007号）や「国保組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成17年4月1日保発第0401011号）が示されているので、留意願いたい。

# 国民健康保険団体連合会に関する事項

栃木県国民健康保険団体連合会においては、その設立の趣旨を踏まえ、診療報酬の審査支払事務はもとより、保険者の保健事業への支援、小規模保険者における効率的な事務執行確保の支援等、会員である保険者の国民健康保険事業の健全運営に資するための、積極的な取組が求められている。

事業の実施に際しては、保険者の要望を的確に把握しながら、事業内容が保険者にとって必要なものとなっているかを常に検証し、必要なクラブ・アンド・ビルドを加えながら、その充実・強化に努められたい。

## 1 審査の充実強化

レセプトの審査支払事務については、審査専門部会の審査対象の拡大、事務点検期間及び審査委員会における審査期間の延長などにより事務共助の充実及び審査体制の拡充、審査の充実・強化に努められたい。  
また、レセプトのオンライン化に

伴い審査支払事務の効率化に努められたい。

さらに、保険者事務共同電算処理事業及び第三者行為求償事務共同事業については、保険者の事務処理の効率化等を図るため充実・強化に努められたい。

## 2 個人情報保護の徹底

情報処理技術の高度化や外部委託の普及等に伴い、被保険者等の個人

情報の管理については、従来にも増して慎重かつ適正を期すことが求め

られていることから、「国民健康保険団体連合会における個人情報保護の徹底について」（平成15年3月14日厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）が示されており、これに基づき管理体制の強化等が図られるよう十分配慮願いたい。

さらに、平成17年4月から個人情報保護の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等個人情報保護関連法令が全面施行されたことに伴い、「国民

## 3 保健事業に対する支援

特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に対する支援、市町村が行う保健・福祉事業との連携に配慮し

た保健事業の展開に対する支援に努められたい。

## 4 保険者協議会の円滑な運営

平成18年1月に設立された栃木県保険者協議会の事務局として、同協議

会の円滑な運営に御尽力願いたい。

## 5 不正事故の防止

不正事故の防止については、事故の発生を未然に防止するため、事務処理方式の見直し、相互牽制体制等

の管理体制の充実及び自主的監査の実施等事故の防止に万全を期されたい。

# 平成22年度 栃木県国民健康保険団体連合会通常総会



## 平成23年度事業計画・予算等26議案を可決

平成23年2月24日（木）栃木県本町合同ビル9階国保連合会会議室にて、平成22年度栃木県国民健康保険団体連合会通常総会が開催された。

本通常総会では、報告事項2件及び規約の一部改正をはじめ、平成23年度事業計画並びに一般・特別両会計の歳入歳出予算、平成22年度に係る予算補正など議決事項26件が上程され、慎重な審議の上、すべて原案どおり可決成立した。



あいさつをする  
栃木県保健福祉部国保医療課  
永井茂明課長

冒頭、国保連合会佐藤理事長（宇都宮市長）は、最近の国保を取り巻く情勢として、「国は後期高齢者医療制度を廃止し、新たな制度を構築する方針を示し、昨年12月20日に高齢者医療制度改革会議において最終報告がとりまとめられた。報告では、高齢者医療制度改革法案を平成25年春の施行を予定していたが、通常国会での成立が危ぶまれることから施行時期が先送りとなる方向である。また、国保に関する国と地方の協議の場については、国保の構造問題を



あいさつをする  
本会 佐藤栄一理事長



議事進行をする  
さくら市 人見健次市長

閉会にあたり、佐藤理事長は、議長へのお礼を述べ「平成23年度は、全国統一の標準システムである国保総合システムを導入し、レセプトの審査や共同電算処理事業を実施するが、スムーズに業務が進むよう最善の努力をするとともに、皆様の期待に沿った事業を展開してまいりたい」と結んだ。

議論するところから、今後の協議が進められていくこととなった。具体的な制度設計の動きなど、中央情勢に注視してまいりたい」と述べた。

続いて、栃木県保健福祉部国保医療課 永井課長より、来賓挨拶をいただいた。

続いて、議長選出が行われ、さくら市の人見市長が選出された議事に入っている。本総会で提出された議案については、慎重審議の上いずれも原案どおり可決成立した。

# 平成23年度栃木県国民健康保険団体連合会事業計画

## (1) 基本方針

国民健康保険は、我が国の医療保険制度の中核的役割を担い、地域住民の医療の確保と健康の保持増進に大きく貢献してきた。

しかしながら、医療保険制度をめぐる情勢は、急速な人口の高齢化、医療技術の高度化等により医療費は増高し、加えて経済基調の変化に伴い、医療費の伸びと経済成長との不均衡が拡大するなど医療保険財政、とりわけ国保財政はその構造的要因により他制度に比較して大変深刻な状況に陥っている。

このため国においては、幾度の医療制度改革を行ってきたが、一昨年発足した新政権は後期高齢者医療制度を廃止し、新たな高齢者医療制度を創設することとした。具体的には、厚生労働省内に「高齢者医療制度改革会議」を設置し検討が続けられ、昨年12月20日に最終報告が取りまとめられたところである。

それによると、現行制度を平成25年3月に廃止し、国保と被用者保険に高齢者を戻したうえで、75歳以上国保を都道府県が財政運営するよう提言した。また、全年齢での国保の都道府県単位化について平成30年度を目標と定めた。

一方、厚生労働省はレセプトのIT化を推進するため、平成23年度から歯科レセプトも含めレセプト請求を原則、電子化することとした。本会としては、こうした動きに対応するために、平成23年度から国保中央会が開発した標準システムである「国保総合システム」を導入し、円滑な運用やシステムを活用した効率的な業務処理を図ることとする。

こうした状況の中で、昨年12月に開催された国保制度改善強化全国大会の決議に基づき、医療保険制度の本化の早期実現をすることや、新たな高齢者医療制度を構築する際、国保財政の負担増と国民に混乱を招くことのないよう万全の措置をとることなど、国に要望した。

本会としてもこのような現状を踏まえ、将来にわたり保険者の共同目的達成機関としての役割と使命を果たすことを念頭に、国民健康保険及び後期高齢者医療、介護給付費等の審査支払業務の充実・強化をはじめ、共同事業の効率的推進、保健事業の支援強化など国民健康保険事業の安定的運営の確保に向けて組織体制の整備を図るとともに、保険者並びに関係機関との連携を密にして、より一層の適正な事業運営と更なる保険者へのサービスの向上に努めるものとする。

このため、平成23年度の事業計画は、保険者に満足してもらえる国保連合会を目指していくために、平成21年度に策定した「本会中期事業計画」に基づき、次のとおり重点目標及びその取り組み方針を定め、その企画・運営・実施に当たっては、常に保険者の満足度を高める工夫、価値ある情報の提供などに留意しながら保険者の期待に添った成果をあげ、負託に応えるものとする。

## (2) 重点目標

### ①国民健康保険事業の安定的運営

保険者の意を体し、安定した国民健康保険事業運営に向けた事業・運動の展開

### ②国民健康保険・後期高齢者医療診療報酬

効率的なレセプト審査体制の強化・審査精度の向上及び審査支払業務・事務代行業務の審査支払事業の効率的推進

### ③共同事業の効率的推進

保険者事務共同電算処理事業の拡充及び各種共同事業の効率的推進

### ④実効性のある保健事業の支援強化と特定健診等データ管理業務の適正執行

総合的保健事業支援の充実、医療データの情報提供及び関係団体との連携強化及び特定健診等データ管理業務の適正執行

### ⑤介護保険事業関係業務の適正執行

介護給付費審査の強化、介護サービスの質の向上

### ⑥新規事業への対応

保険者のニーズに応える事業への弾力的対応

### ⑦成果を生み出す組織体制・事務運営等の整備

総合的・効果的に事業を展開するための組織体制の整備、職員の資質の向上、事務運営等の改善

### (3) 重点目標の取り組み方針

#### ①国民健康保険事業の安定的運営

国民健康保険事業の安定的運営に向けて保険者と連携を密にし、事務の効率化、調査研究、価値ある情報の提供に努める。

また、医療保険制度を将来にわたって持続可能で安定的な制度にするため、引き続き国保関係者が一丸となり、国民健康保険事業の安定的運営に向けた運動を展開する。

#### ②国民健康保険・後期高齢者医療診療報酬審査支払事業の効率化等

審査事務共助の充実強化、審査委員会への情報の提供などによる効率的なレセプト審査体制の強化を図ることはもとより、二画面審査システム及び審査事務共助支援システム（外付システム）を活用することにより、審査の更なる精度向上に努めるとともに、診療報酬審査支払事務の効率化を図る。

また、後期高齢者医療事務代行業務の適正かつ効率化を図る。

#### ③共同事業の効率的推進

保険者事務共同電算処理事業の更なる事業の拡充を図るため、全保険者に導入した保険者レセプト管理システムを活用し、保険者事務の効率化を図る。

また、保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業の効率化、更には求償金の滞留防止や事務処理システムの更新等により第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業の効率化を図る。

#### ④実効性のある保健事業の支援強化と特定健診等データ管理業務の適正執行

生涯元気で活力ある地域づくりを支援するための人材育成、医療データの活用など科学的根拠に基づく保健事業を推進するとともに栃木県保険者協議会を通じ、地域・職域保険の連携強化等により保健事業の実効性を高めるなど、市町保健事業の支援を行う。

特に、平成20年度から保険者に義務付けされた特定健診等の受診率向上のための支援も強化する。併せて、特定健診等のデータ管理業務の適正執行に努める。

#### ⑤介護保険事業関係業務の適正執行

介護給付適正化事業の積極的推進による保険者の支援、介護給付費審査支払業務、障害者自立支援給付費支払事業の充実・強化及び苦情処理担当者の連携強化、苦情・相談への対応の充実等により介護サービスの質的向上を図る。

#### ⑥新規事業への対応

本会中期事業計画に基づき、保険者のニーズに対応した事業を実施するとともに、平成23年度から国保中央会が開発した標準システムである「国保総合システム」を導入し、円滑な運用やシステムを活用した効率的な業務処理を図ることとする。

#### ⑦成果を生み出す組織体制・事務運営等の整備

保険者に満足してもらえる成果を生み出す事業を効果的に進めるため、平成23年度本会事業計画の重点目標の取り組み方針に沿って事務局体制の整備、職員の資質の向上、事務運営の改善に努める。

## 【議 事】

### I 報告事項

報告第1号 理事長専決事項報告について

- 1 平成22年度栃木県国民健康保険団体連合会后期高齢者医療関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出予算補正について
- 2 平成22年度栃木県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算補正について
- 3 平成22年度栃木県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳出予算補正について
- 4 平成22年度栃木県国民健康保険団体連合会后期高齢者医療関係業務特別会計（業務勘定）歳出予算補正について
- 5 平成22年度栃木県国民健康保険団体連合会后期高齢者医療関係業務特別会計（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）歳入歳出予算補正について
- 6 平成22年度栃木県国民健康保険団体連合会保険財政共同安定化・高額医療費共同事業特別会計歳入歳出予算補正について

報告第2号 規則及び規程の一部改正について

- 1 栃木県国民健康保険団体連合会職員服務規則の一部改正について
- 2 栃木県国民健康保険団体連合会事務局組織規則の一部改正について

- 3 栃木県国民健康保険団体連合会文書取扱規則の一部改正について
- 4 栃木県国民健康保険団体連合会負担金及び手数料の賦課徴収規則の一部改正について
- 5 栃木県国民健康保険団体連合会財務規則の一部改正について
- 6 栃木県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払規則の一部改正について
- 7 栃木県国民健康保険団体連合会支部設置規則の一部改正について
- 8 栃木県国民健康保険団体連合会保険者事務共同電算処理事業規則の一部改正について
- 9 栃木県国民健康保険団体連合会介護保険者事務共同処理規則の一部改正について
- 10 栃木県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療診療報酬審査支払規則の一部改正について
- 11 栃木県国民健康保険診療報酬審査委員会規程の一部改正について

## II 議決事項

- 議案第1号 栃木県国民健康保険団体連合会規約の一部改正について
- 議案第2号 平成23年度栃木県国民健康保険団体連合会事業計画について
- 議案第3号 平成23年度栃木県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算について
- 議案第4号 平成23年度栃木県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算について
- 議案第5号 平成23年度栃木県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療関係業務特別会計歳入歳出予算について
- 議案第6号 平成23年度栃木県国民健康保険団体連合会保険財政共同安定化・高額医療費共同事業特別会計予算について
- 議案第7号 平成23年度栃木県国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計歳入歳出予算について
- 議案第8号 平成23年度栃木県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算について
- 議案第9号 平成23年度栃木県国民健康保険団体連合会障害者自立支援事業関係業務特別会計歳入歳出予算について
- 議案第10号 平成23年度栃木県国民健康保険団体連合会特定健診保健指導費用決済業務特別会計歳入歳出予算について
- 議案第11号 平成23年度栃木県国民健康保険団体連合会国保高齢者医療制度円滑導入基金事業特別会計歳入歳出予算について
- 議案第12号 平成23年度栃木県国民健康保険団体連合会職員厚生資金貸付金特別会計歳入歳出予算について
- 議案第13号 栃木県国民健康保険団体連合会運営資金の一時借入について
- 議案第14号 理事長専決事項委任について
- 議案第15号 平成22年度栃木県国民健康保険団体連合一般会計歳入歳出予算補正について
- 議案第16号 平成22年度栃木県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出予算補正について
- 議案第17号 平成22年度栃木県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（国民健康保険診療報酬支払勘定）歳入歳出予算補正について
- 議案第18号 平成22年度栃木県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）歳入歳出予算補正について
- 議案第19号 平成22年度栃木県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出予算補正について
- 議案第20号 平成22年度栃木県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療関係業務特別会計（後期高齢者医療診療報酬支払勘定）歳入歳出予算補正について
- 議案第21号 平成22年度栃木県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療関係業務特別会計（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）歳入歳出予算補正について
- 議案第22号 平成22年度栃木県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出予算補正について
- 議案第23号 平成22年度栃木県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計（公費負担医療等に関する報酬等支払勘定）歳入歳出予算補正について
- 議案第24号 平成22年度栃木県国民健康保険団体連合会障害者自立支援事業関係業務特別会計（障害介護給付費支払勘定）歳入歳出予算補正について
- 議案第25号 平成22年度栃木県国民健康保険団体連合会障害者自立支援事業関係業務特別会計（障害児施設給付費支払勘定）歳入歳出予算補正について
- 議案第26号 平成22年度栃木県国民健康保険団体連合会国保高齢者医療制度円滑導入基金事業特別会計歳入歳出予算補正について

## III その他

平成23年度栃木県国民健康保険団体連合会予算総括  
会計別

| 区 分                       |                    | 平成22年度<br>(千円) | 平成23年度      |                   |              |
|---------------------------|--------------------|----------------|-------------|-------------------|--------------|
|                           |                    |                | 予算<br>(千円)  | 対前年度比較増減額<br>(千円) | 前年度対比<br>(%) |
| 一 一般会計                    |                    | (240,449)      | (240,159)   | (△290)            | (99.87)      |
|                           |                    | 355,996        | 262,281     | △ 93,715          | 73.67        |
| 診療報酬<br>審査支払特別会計          | 業務勘定               | (1,832,414)    | (1,118,855) | (△713,559)        | (61.05)      |
|                           |                    | 1,832,414      | 1,118,855   | △713,559          | 61.05        |
|                           | 診療報酬支払勘定           | 136,942,771    | 142,587,922 | 5,645,151         | 104.12       |
|                           | 老人保健診療報酬支払勘定       | 24,350         | 3,161       | △ 21,189          | 12.98        |
|                           | 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定 | 2,629,539      | 2,715,096   | 85,557            | 103.25       |
|                           | 出産育児一時金等に関する支払勘定   | 6,909,847      | 5,211,787   | △1,698,060        | 75.42        |
|                           | 小 計                | 146,506,507    | 150,517,966 | 4,011,459         | 102.73       |
| 後期高齢者医療関係<br>業務特別会計       | 業務勘定               | (809,291)      | (699,730)   | (△109,561)        | (86.46)      |
|                           |                    | 809,291        | 699,730     | △109,561          | 86.46        |
|                           | 診療報酬支払勘定           | 161,475,529    | 170,123,259 | 8,647,730         | 105.35       |
|                           | 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定 | 455,098        | 416,483     | △38,615           | 91.51        |
|                           | 小 計                | 161,930,627    | 170,539,742 | 8,609,115         | 105.31       |
| 保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業特別会計 |                    | (12,439)       | (10,669)    | (△1,770)          | (85.77)      |
|                           |                    | 23,683,169     | 23,523,063  | △160,106          | 99.32        |
| 第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計   |                    | (17,802)       | (16,084)    | (△1,718)          | (90.34)      |
|                           |                    | 476,158        | 412,371     | △63,787           | 86.60        |
| 介護保険事業関係<br>業務特別会計        | 業務勘定               | (194,389)      | (183,709)   | (△10,680)         | (94.50)      |
|                           |                    | 2,945,374      | 2,656,201   | △289,173          | 90.18        |
|                           | 支払勘定               | 95,806,792     | 101,351,945 | 5,545,153         | 105.78       |
|                           | 公費負担医療等に関する報酬等支払勘定 | 713,224        | 887,677     | 174,453           | 124.45       |
|                           | 小 計                | 96,520,016     | 102,239,622 | 5,719,606         | 105.92       |
| 障害者自立支援事業<br>関係業務特別会計     | 業務勘定               | (30,164)       | (33,285)    | (3,121)           | (110.34)     |
|                           |                    | 30,164         | 33,285      | 3,121             | 110.34       |
|                           | 支払勘定               | 19,409,952     | 22,853,054  | 3,443,102         | 117.73       |
|                           | 障害児施設給付費支払勘定       | 1,545,492      | 1,690,698   | 145,206           | 109.39       |
|                           | 小 計                | 20,955,444     | 24,543,752  | 3,588,308         | 117.12       |
| 特定健診保健指導費用決済業務特別会計        |                    | (69,147)       | (66,232)    | (△2,915)          | (95.78)      |
|                           |                    | 2,277,016      | 2,071,708   | △205,308          | 90.98        |
| 国保高齢者医療制度円滑導入基金事業特別会計     |                    | (43,271)       | (55,941)    | (12,670)          | (129.28)     |
|                           |                    | 2,380,174      | 2,374,652   | △5,522            | 99.76        |
| 職員厚生資金貸付金特別会計             |                    | 7,707          | 7,827       | 120               | 101.55       |
| 合 計                       |                    | (3,249,366)    | (2,424,664) | (△824,702)        | (74.61)      |
|                           |                    | 460,710,057    | 481,001,055 | 20,290,998        | 104.40       |

[備考] 上記表中、( )内の数字は、各会計支払勘定、保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業拠出金、第三者行為損害賠償求償金、介護保険事業関係業務特別会計の主治医意見書料及び介護職員処遇改善交付金、特定健診費用決済業務、円滑導入関係諸費(事業費、特定資産支出、借入金償還金、諸支出金、特別会計(国民健康保険診療報酬支払勘定)繰出金)、国保介護従事者処遇改善基金を除いた数字(事務運営に要する経費)である。

平成23年度栃木県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算書

(歳入) (単位：千円)

| 款          | 項        | 金額      |
|------------|----------|---------|
| 1 負担金      |          | 75,434  |
|            | 1 負担金    | 75,434  |
|            |          | 12,428  |
| 2 国庫支出金    | 1 国庫補助金  | 12,427  |
|            | 2 国庫交付金  | 1       |
| 3 県支出金     | 1 県補助金   | 1       |
|            |          | 2       |
| 4 中央会支出金   | 1 中央会支出金 | 2       |
|            |          | 593     |
| 5 財産収入     | 1 財産運用収入 | 592     |
|            | 2 財産売払収入 | 1       |
| 6 特定資産収入   |          | 22,315  |
|            | 1 基金取崩収入 | 22,315  |
| 7 特定資産運用収入 |          | 1       |
|            | 1 基金運用収入 | 1       |
| 8 繰入金      |          | 150,916 |
|            | 1 他会計繰入金 | 112,209 |
|            | 2 積立金繰入金 | 38,707  |
| 9 繰越金      |          | 1       |
|            | 1 繰越金    | 1       |
|            |          | 590     |
| 10 諸収入     |          | 590     |
|            | 1 諸収入    | 590     |
| 歳入合計       |          | 262,281 |

(歳出) (単位：千円)

| 款        | 項                  | 金額      |
|----------|--------------------|---------|
| 1 会議費    |                    | 579     |
|          | 1 会議費              | 579     |
| 2 総務費    |                    | 198,067 |
|          | 1 総務管理費            | 198,067 |
| 3 事業費    |                    | 22,322  |
|          | 1 事業費              | 22,318  |
|          | 2 国保介護従事者処遇改善基金事業費 | 4       |
| 4 特定資産支出 |                    | 1       |
|          | 1 基金繰入支出           | 1       |
| 5 積立金    |                    | 7,852   |
|          | 1 積立金              | 7,852   |
| 6 借入金償還金 |                    | 315     |
|          | 1 借入金償還金           | 315     |
|          |                    | 30,846  |
| 7 諸支出金   |                    | 8,531   |
|          | 1 諸支出金             | 8,531   |
|          | 2 償還金及び還付加算金       | 22,315  |
| 8 予備費    |                    | 2,299   |
|          | 1 予備費              | 2,299   |
| 歳出合計     |                    | 262,281 |

平成23年度栃木県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出予算書

(歳入) (単位：千円)

| 款                              | 項        | 金額        |
|--------------------------------|----------|-----------|
| 1 手数料                          |          | 607,843   |
|                                | 1 手数料    | 605,751   |
|                                | 2 事務費    | 2,092     |
| 2 保険者事務等共同電算処理事業手数料及び負担金並びに委託料 |          | 416,349   |
|                                | 1 手数料    | 398,756   |
|                                | 2 負担金    | 1         |
|                                | 3 業務委託料  | 17,592    |
| 3 国庫支出金                        |          | 10,378    |
|                                | 1 国庫補助金  | 10,378    |
|                                |          | 631       |
| 4 県支出金                         |          | 1         |
|                                | 1 県補助金   | 1         |
|                                | 2 委託金    | 630       |
|                                |          | 2         |
| 5 財産収入                         |          | 1         |
|                                | 1 財産運用収入 | 1         |
|                                | 2 財産売払収入 | 1         |
| 6 繰入金                          |          | 2,087     |
|                                | 1 他会計繰入金 | 2,083     |
|                                | 2 積立金繰入金 | 4         |
| 7 繰越金                          |          | 80,000    |
|                                | 1 繰越金    | 80,000    |
| 8 諸収入                          |          | 1,565     |
|                                | 1 諸収入    | 1,565     |
| 歳入合計                           |          | 1,118,855 |

(歳出) (単位：千円)

| 款                   | 項               | 金額        |
|---------------------|-----------------|-----------|
| 1 総務費               |                 | 466,219   |
|                     | 1 審査支払管理費       | 466,219   |
| 2 審査委員会費            |                 | 59,627    |
|                     | 1 審査委員会費        | 59,627    |
| 3 保険者事務等共同電算処理事業費   |                 | 445,747   |
|                     | 1 業務管理費         | 445,747   |
| 4 特別審査負担金           |                 | 1,110     |
|                     | 1 特別審査負担金       | 1,110     |
| 5 レセプト電算処理システム特別分担金 |                 | 19,497    |
|                     | 1 システム特別分担金     | 19,497    |
| 6 積立金               |                 | 115,239   |
|                     | 1 積立金           | 115,239   |
| 7 レセプト電算処理システム費     |                 | 1         |
|                     | 1 レセプト電算処理システム費 | 1         |
| 8 予備費               |                 | 11,415    |
|                     | 1 予備費           | 11,415    |
| 歳出合計                |                 | 1,118,855 |

平成23年度栃木県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（国民健康保険診療報酬支払勘定）歳入歳出予算書

(歳入) (単位：千円)

| 款               | 項               | 金額          |
|-----------------|-----------------|-------------|
| 1 国民健康保険診療報酬受入金 |                 | 140,306,954 |
|                 | 1 国民健康保険診療報酬受入金 | 140,306,954 |
| 2 繰入金           |                 | 2,260,193   |
|                 | 1 他会計繰入金        | 2,260,193   |
| 3 繰越金           |                 | 20,771      |
|                 | 1 繰越金           | 20,771      |
| 4 諸収入           |                 | 3           |
|                 | 1 諸収入           | 3           |
| 5 借入金           |                 | 1           |
|                 | 1 借入金           | 1           |
| 歳入合計            |                 | 142,587,922 |

(歳出) (単位：千円)

| 款               | 項               | 金額          |
|-----------------|-----------------|-------------|
| 1 国民健康保険診療報酬支出金 |                 | 142,567,145 |
|                 | 1 国民健康保険診療報酬支出金 | 142,567,145 |
| 2 借入金償還金        |                 | 2           |
|                 | 1 借入金償還金        | 2           |
| 3 繰出金           |                 | 2           |
|                 | 1 繰出金           | 2           |
| 4 予備費           |                 | 20,773      |
|                 | 1 予備費           | 20,773      |
| 歳出合計            |                 | 142,587,922 |

平成23年度栃木県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（老人保健診療報酬支払勘定）歳入歳出予算書

(歳入) (単位：千円)

| 款             | 項             | 金額    |
|---------------|---------------|-------|
| 1 老人保健診療報酬受入金 |               | 802   |
|               | 1 老人保健診療報酬受入金 | 802   |
| 2 繰越金         |               | 2,357 |
|               | 1 繰越金         | 2,357 |
| 3 諸収入         |               | 2     |
|               | 1 諸収入         | 2     |
| 歳入合計          |               | 3,161 |

(歳出) (単位：千円)

| 款             | 項             | 金額    |
|---------------|---------------|-------|
| 1 老人保健診療報酬支出金 |               | 800   |
|               | 1 老人保健診療報酬支出金 | 800   |
| 2 借入金償還金      |               | 1     |
|               | 1 借入金償還金      | 1     |
| 3 繰出金         |               | 2     |
|               | 1 繰出金         | 2     |
| 4 予備費         |               | 2,358 |
|               | 1 予備費         | 2,358 |
| 歳出合計          |               | 3,161 |

平成23年度栃木県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）歳入歳出予算書

(歳入) (単位：千円)

| 款           | 項           | 金額        |
|-------------|-------------|-----------|
| 1 公費負担医療受入金 |             | 2,713,812 |
|             | 1 公費負担医療受入金 | 2,713,812 |
| 2 繰越金       |             | 1,282     |
|             | 1 繰越金       | 1,282     |
| 3 諸収入       |             | 2         |
|             | 1 諸収入       | 2         |
| 歳入合計        |             | 2,715,096 |

(歳出) (単位：千円)

| 款           | 項           | 金額        |
|-------------|-------------|-----------|
| 1 公費負担医療支出金 |             | 2,713,795 |
|             | 1 公費負担医療支出金 | 2,713,795 |
| 2 借入金償還金    |             | 1         |
|             | 1 借入金償還金    | 1         |
| 3 繰出金       |             | 1         |
|             | 1 繰出金       | 1         |
| 4 予備費       |             | 1,299     |
|             | 1 予備費       | 1,299     |
| 歳出合計        |             | 2,715,096 |

平成23年度栃木県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（出産育児一時金等に関する支払勘定）歳入歳出予算書

(歳入) (単位：千円)

| 款             | 項             | 金額        |
|---------------|---------------|-----------|
| 1 出産育児一時金等受入金 |               | 5,211,781 |
|               | 1 出産育児一時金等受入金 | 5,211,781 |
| 2 県支出金        |               | 1         |
|               | 1 県補助金        | 1         |
| 3 繰越金         |               | 1         |
|               | 1 繰越金         | 1         |
| 4 諸収入         |               | 3         |
|               | 1 諸収入         | 3         |
| 5 借入金         |               | 1         |
|               | 1 借入金         | 1         |
| 歳入合計          |               | 5,211,787 |

(歳出) (単位：千円)

| 款             | 項             | 金額        |
|---------------|---------------|-----------|
| 1 出産育児一時金等支出金 |               | 5,211,780 |
|               | 1 出産育児一時金等支出金 | 5,211,780 |
| 2 借入金償還金      |               | 2         |
|               | 1 借入金償還金      | 2         |
| 4 予備費         |               | 5         |
|               | 1 予備費         | 5         |
| 歳出合計          |               | 5,211,787 |

平成23年度栃木県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出予算書

(歳入) (単位：千円)

| 款                  | 項        | 金額      |
|--------------------|----------|---------|
| 1 手数料              |          | 537,689 |
|                    | 1 手数料    | 537,689 |
| 2 後期高齢者医療事務代行業務委託料 |          | 140,785 |
|                    | 1 業務委託料  | 140,785 |
| 3 国庫支出金            |          | 1       |
|                    | 1 国庫補助金  | 1       |
| 4 県支出金             |          | 1       |
|                    | 1 県補助金   | 1       |
| 5 財産収入             |          | 2       |
|                    | 1 財産運用収入 | 1       |
| 2 財産売却収入           |          | 1       |
|                    | 2 財産売却収入 | 1       |
| 6 繰入金              |          | 6       |
|                    | 1 他会計繰入金 | 2       |
| 2 積立金繰入金           |          | 4       |
|                    | 2 積立金繰入金 | 4       |
| 7 繰越金              |          | 20,000  |
|                    | 1 繰越金    | 20,000  |
| 8 諸収入              |          | 1,246   |
|                    | 1 諸収入    | 1,246   |
| 歳入合計               |          | 699,730 |

(歳出) (単位：千円)

| 款                   | 項                   | 金額      |
|---------------------|---------------------|---------|
| 1 総務費               |                     | 415,240 |
|                     | 1 審査支払管理費           | 415,240 |
| 2 審査委員会費            |                     | 37,743  |
|                     | 1 審査委員会費            | 37,743  |
| 3 事務代行業務費           |                     | 154,998 |
|                     | 1 業務管理費             | 154,998 |
| 4 特別審査負担金           |                     | 547     |
|                     | 1 特別審査負担金           | 547     |
| 5 レセプト電算処理システム特別分担金 |                     | 1       |
|                     | 1 レセプト電算処理システム特別分担金 | 1       |
| 6 積立金               |                     | 83,349  |
|                     | 1 積立金               | 83,349  |
| 7 レセプト電算処理システム費     |                     | 1       |
|                     | 1 レセプト電算処理システム費     | 1       |
| 8 予備費               |                     | 7,851   |
|                     | 1 予備費               | 7,851   |
| 歳出合計                |                     | 699,730 |

平成23年度栃木県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療関係業務特別会計（後期高齢者医療診療報酬支払勘定）歳入歳出予算書

(歳入) (単位：千円)

| 款                | 項         | 金額          |
|------------------|-----------|-------------|
| 1 後期高齢者医療診療報酬受入金 |           | 170,113,285 |
|                  | 1 診療報酬受入金 | 170,113,285 |
| 2 繰越金            |           | 9,970       |
|                  | 1 繰越金     | 9,970       |
| 3 諸収入            |           | 3           |
|                  | 1 諸収入     | 3           |
| 4 借入金            |           | 1           |
|                  | 1 借入金     | 1           |
| 歳入合計             |           | 170,123,259 |

(歳出) (単位：千円)

| 款                | 項         | 金額          |
|------------------|-----------|-------------|
| 1 後期高齢者医療診療報酬支出金 |           | 170,113,283 |
|                  | 1 診療報酬支出金 | 170,113,283 |
| 2 借入金償還金         |           | 2           |
|                  | 1 借入金償還金  | 2           |
| 3 繰出金            |           | 2           |
|                  | 1 繰出金     | 2           |
| 4 予備費            |           | 9,972       |
|                  | 1 予備費     | 9,972       |
| 歳出合計             |           | 170,123,259 |

平成23年度栃木県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療関係業務特別会計(公費負担医療に関する診療報酬支払勘定)歳入歳出予算書

(歳入) (単位:千円)

| 款           | 項           | 金額      |
|-------------|-------------|---------|
| 1 公費負担医療受入金 |             | 415,481 |
|             | 1 公費負担医療受入金 | 415,481 |
| 2 繰越金       |             | 1,000   |
|             | 1 繰越金       | 1,000   |
| 3 諸収入       |             | 2       |
|             | 1 諸収入       | 2       |
| 歳入合計        |             | 416,483 |

(歳出) (単位:千円)

| 款           | 項           | 金額      |
|-------------|-------------|---------|
| 1 公費負担医療支出金 |             | 415,468 |
|             | 1 公費負担医療支出金 | 415,468 |
| 2 借入金償還金    |             | 1       |
|             | 1 借入金償還金    | 1       |
| 3 繰出金       |             | 1       |
|             | 1 繰出金       | 1       |
| 4 予備費       |             | 1,013   |
|             | 1 予備費       | 1,013   |
| 歳出合計        |             | 416,483 |

平成23年度栃木県国民健康保険団体連合会保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業特別会計歳入歳出予算書

(歳入) (単位:千円)

| 款               | 項               | 金額         |
|-----------------|-----------------|------------|
| 1 共同事業事務費拠出金    |                 | 5,182      |
|                 | 1 共同事業事務費拠出金    | 5,182      |
| 2 共同事業拠出金       |                 | 23,427,504 |
|                 | 1 共同事業拠出金       | 23,427,504 |
| 3 国庫支出金         |                 | 33,400     |
|                 | 1 国庫補助金         | 33,400     |
| 4 県支出金          |                 | 1          |
|                 | 1 県補助金          | 1          |
| 5 超高額医療費共同事業交付金 |                 | 54,936     |
|                 | 1 超高額医療費共同事業交付金 | 54,936     |
| 6 繰入金           |                 | 2          |
|                 | 1 他会計繰入金        | 2          |
| 7 繰越金           |                 | 2,000      |
|                 | 1 繰越金           | 2,000      |
| 8 諸収入           |                 | 38         |
|                 | 1 諸収入           | 38         |
| 歳入合計            |                 | 23,523,063 |

(歳出) (単位:千円)

| 款               | 項               | 金額         |
|-----------------|-----------------|------------|
| 1 総務費           |                 | 8,908      |
|                 | 1 総務管理費         | 8,908      |
| 2 交付金支出金        |                 | 23,427,504 |
|                 | 1 交付金支出金        | 23,427,504 |
| 3 超高額医療費共同事業拠出金 |                 | 84,890     |
|                 | 1 超高額医療費共同事業拠出金 | 84,890     |
| 4 借入金償還金        |                 | 2          |
|                 | 1 借入金償還金        | 2          |
| 5 積立金           |                 | 654        |
|                 | 1 積立金           | 654        |
| 6 予備費           |                 | 1,105      |
|                 | 1 予備費           | 1,105      |
| 歳出合計            |                 | 23,523,063 |

平成23年度栃木県国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計歳入歳出予算書

(歳入) (単位:千円)

| 款              | 項              | 金額      |
|----------------|----------------|---------|
| 1 求償額受入金       |                | 396,287 |
|                | 1 求償額受入金       | 396,287 |
| 2 共同事業拠出金及び手数料 |                | 10,353  |
|                | 1 共同事業拠出金及び手数料 | 10,353  |
| 3 国庫支出金        |                | 1       |
|                | 1 国庫補助金        | 1       |
| 4 県支出金         |                | 1       |
|                | 1 県補助金         | 1       |
| 5 繰入金          |                | 1       |
|                | 1 他会計繰入金       | 1       |
| 6 繰越金          |                | 5,700   |
|                | 1 繰越金          | 5,700   |
| 7 諸収入          |                | 28      |
|                | 1 諸収入          | 28      |
| 歳入合計           |                | 412,371 |

(歳出) (単位:千円)

| 款        | 項        | 金額      |
|----------|----------|---------|
| 1 総務費    |          | 13,703  |
|          | 1 総務管理費  | 13,703  |
| 2 求償額支出金 |          | 396,287 |
|          | 1 求償額支出金 | 396,287 |
| 3 借入金償還金 |          | 1       |
|          | 1 借入金償還金 | 1       |
| 4 予備費    |          | 2,380   |
|          | 1 予備費    | 2,380   |
| 歳出合計     |          | 412,371 |

平成23年度栃木県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計(業務勘定)歳入歳出予算書

(歳入) (単位:千円)

| 款                | 項                | 金額        |
|------------------|------------------|-----------|
| 1 手数料            |                  | 153,571   |
|                  | 1 手数料            | 153,571   |
| 2 国庫支出金          |                  | 1         |
|                  | 1 国庫補助金          | 1         |
| 3 県支出金           |                  | 5,341     |
|                  | 1 県補助金           | 1         |
| 2 県委託料           |                  | 5,340     |
|                  |                  |           |
| 4 中央会支出金         |                  | 2         |
|                  | 1 中央会支出金         | 2         |
| 5 負担金            |                  | 4,239     |
|                  | 1 負担金            | 4,239     |
| 6 主治医意見書料受入金     |                  | 339,540   |
|                  | 1 主治医意見書料受入金     | 339,540   |
| 7 介護職員処遇改善交付金受入金 |                  | 2,132,953 |
|                  | 1 介護職員処遇改善交付金受入金 | 2,132,953 |
| 8 財産収入           |                  | 211       |
|                  | 1 積立金運用収入        | 210       |
|                  | 2 物品売却収入         | 1         |
| 9 繰入金            |                  | 5         |
|                  | 1 一般会計繰入金        | 1         |
|                  | 2 積立金繰入金         | 3         |
|                  | 3 他会計繰入金         | 1         |
| 10 繰越金           |                  | 20,000    |
|                  | 1 繰越金            | 20,000    |
| 11 諸収入           |                  | 337       |
|                  | 1 諸収入            | 337       |
| 12 借入金           |                  | 1         |
|                  | 1 借入金            | 1         |
| 歳入合計             |                  | 2,656,201 |

(歳出) (単位:千円)

| 款                | 項                | 金額        |
|------------------|------------------|-----------|
| 1 総務費            |                  | 124,062   |
|                  | 1 審査支払管理費        | 122,983   |
|                  | 2 介護サービス苦情処理管理費  | 1,079     |
| 2 審査委員会費         |                  | 1,282     |
|                  | 1 審査委員会費         | 1,282     |
| 3 介護サービス苦情処理委員費  |                  | 7,312     |
|                  | 1 介護サービス苦情処理委員費  | 7,312     |
| 4 国保中央会負担金       |                  | 17,562    |
|                  | 1 国保中央会負担金       | 17,562    |
| 5 主治医意見書料支出金     |                  | 339,540   |
|                  | 1 主治医意見書料支出金     | 339,540   |
| 6 介護職員処遇改善交付金支出金 |                  | 2,132,952 |
|                  | 1 介護職員処遇改善交付金支出金 | 2,132,952 |
| 7 積立金            |                  | 25,330    |
|                  | 1 積立金            | 25,330    |
| 8 借入金償還金         |                  | 3         |
|                  | 1 借入金償還金         | 3         |
| 9 諸支出金           |                  | 5         |
|                  | 1 諸支出金           | 4         |
|                  | 2 償還金及び選付加算金     | 1         |
| 10 予備費           |                  | 8,153     |
|                  | 1 予備費            | 8,153     |
| 歳出合計             |                  | 2,656,201 |

平成23年度栃木県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計(介護給付費支払勘定)歳入歳出予算書  
(歳入) (単位:千円) (歳出) (単位:千円)

| 款          | 項          | 金額          |
|------------|------------|-------------|
| 1 介護給付費受入金 |            | 101,346,281 |
|            | 1 介護給付費受入金 | 101,346,281 |
| 2 繰越金      |            | 5,660       |
|            | 1 繰越金      | 5,660       |
| 3 諸収入      |            | 3           |
|            | 1 諸収入      | 3           |
| 4 借入金      |            | 1           |
|            | 1 借入金      | 1           |
| 歳入合計       |            | 101,351,945 |

| 款          | 項          | 金額          |
|------------|------------|-------------|
| 1 介護給付費支出金 |            | 101,346,280 |
|            | 1 介護給付費支出金 | 101,346,280 |
| 2 借入金償還金   |            | 3           |
|            | 1 借入金償還金   | 3           |
| 3 繰出金      |            | 5,019       |
|            | 1 繰出金      | 5,019       |
| 4 予備費      |            | 643         |
|            | 1 予備費      | 643         |
| 歳出合計       |            | 101,351,945 |

平成23年度栃木県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計(公費負担医療等に関する報酬等支払勘定)歳入歳出予算書  
(歳入) (単位:千円) (歳出) (単位:千円)

| 款            | 項            | 金額      |
|--------------|--------------|---------|
| 1 公費負担医療等受入金 |              | 887,670 |
|              | 1 公費負担医療等受入金 | 887,670 |
| 2 繰越金        |              | 3       |
|              | 1 繰越金        | 3       |
| 3 諸収入        |              | 3       |
|              | 1 諸収入        | 3       |
| 4 借入金        |              | 1       |
|              | 1 借入金        | 1       |
| 歳入合計         |              | 887,677 |

| 款            | 項            | 金額      |
|--------------|--------------|---------|
| 1 公費負担医療等支出金 |              | 887,656 |
|              | 1 公費負担医療等支出金 | 887,656 |
| 2 借入金償還金     |              | 3       |
|              | 1 借入金償還金     | 3       |
| 3 予備費        |              | 18      |
|              | 1 予備費        | 18      |
| 歳出合計         |              | 887,677 |

平成23年度栃木県国民健康保険団体連合会障害者自立支援事業関係業務特別会計(業務勘定)歳入歳出予算書  
(歳入) (単位:千円) (歳出) (単位:千円)

| 款          | 項               | 金額     |
|------------|-----------------|--------|
| 1 手数料      |                 | 30,712 |
|            | 1 給付費等支払手数料     | 30,712 |
|            | 2 電子証明書発行手数料受入金 | 1,498  |
| 2 国保中央会出資金 |                 | 529    |
|            | 1 国保中央会交付金      | 529    |
| 3 負担金      |                 | 2      |
|            | 1 負担金           | 2      |
| 4 繰入金      |                 | 2      |
|            | 1 一般会計繰入金       | 1      |
|            | 2 積立金繰入金        | 1      |
| 5 繰越金      |                 | 2,000  |
|            | 1 繰越金           | 2,000  |
| 6 諸収入      |                 | 40     |
|            | 1 諸収入           | 40     |
| 歳入合計       |                 | 33,285 |

| 款          | 項               | 金額     |
|------------|-----------------|--------|
| 1 総務費      |                 | 16,163 |
|            | 1 支払管理費         | 14,665 |
|            | 2 電子証明書発行手数料支出金 | 1,498  |
| 2 国保中央会負担金 |                 | 7,144  |
|            | 1 国保中央会負担金      | 7,144  |
| 3 積立金      |                 | 6,506  |
|            | 1 積立金           | 6,506  |
| 4 借入金償還金   |                 | 3      |
|            | 1 借入金償還金        | 3      |
| 5 諸支出金     |                 | 2      |
|            | 1 諸支出金          | 1      |
|            | 2 償還金及び還付加算金    | 1      |
| 6 予備費      |                 | 3,467  |
|            | 1 予備費           | 3,467  |
| 歳出合計       |                 | 33,285 |

平成23年度栃木県国民健康保険団体連合会障害者自立支援事業関係業務特別会計(障害介護給付費支払勘定)歳入歳出予算書  
(歳入) (単位:千円) (歳出) (単位:千円)

| 款            | 項            | 金額         |
|--------------|--------------|------------|
| 1 障害介護給付費受入金 |              | 22,853,030 |
|              | 1 障害介護給付費受入金 | 22,853,030 |
| 2 繰越金        |              | 21         |
|              | 1 繰越金        | 21         |
| 3 諸収入        |              | 2          |
|              | 1 諸収入        | 2          |
| 4 借入金        |              | 1          |
|              | 1 借入金        | 1          |
| 歳入合計         |              | 22,853,054 |

| 款            | 項            | 金額         |
|--------------|--------------|------------|
| 1 障害介護給付費支出金 |              | 22,853,027 |
|              | 1 障害介護給付費支出金 | 22,853,027 |
| 2 借入金償還金     |              | 3          |
|              | 1 借入金償還金     | 3          |
| 3 予備費        |              | 24         |
|              | 1 予備費        | 24         |
| 歳出合計         |              | 22,853,054 |

平成23年度栃木県国民健康保険団体連合会障害者自立支援事業関係業務特別会計(障害児施設給付費支払勘定)歳入歳出予算書  
(歳入) (単位:千円) (歳出) (単位:千円)

| 款             | 項             | 金額        |
|---------------|---------------|-----------|
| 1 障害児施設給付費受入金 |               | 1,690,694 |
|               | 1 障害児施設給付費受入金 | 1,690,694 |
| 2 繰越金         |               | 1         |
|               | 1 繰越金         | 1         |
| 3 諸収入         |               | 2         |
|               | 1 諸収入         | 2         |
| 4 借入金         |               | 1         |
|               | 1 借入金         | 1         |
| 歳入合計          |               | 1,690,698 |

| 款             | 項             | 金額        |
|---------------|---------------|-----------|
| 1 障害児施設給付費支出金 |               | 1,690,691 |
|               | 1 障害児施設給付費支出金 | 1,690,691 |
| 2 借入金償還金      |               | 3         |
|               | 1 借入金償還金      | 3         |
| 3 予備費         |               | 4         |
|               | 1 予備費         | 4         |
| 歳出合計          |               | 1,690,698 |

平成23年度栃木県国民健康保険団体連合会特定健診保健指導費用決済業務特別会計歳入歳出予算書

(歳入) (単位：千円)

| 款  | 項                    | 金額        |
|----|----------------------|-----------|
| 1  | 費用決済業務受入金            | 2,005,476 |
|    | 1 費用決済業務受入金          | 2,005,476 |
| 2  | 費用決済業務<br>拠出金及び手数料   | 66,148    |
|    | 1 費用決済業務<br>拠出金及び手数料 | 66,148    |
| 3  | 国庫支出金                | 1         |
|    | 1 国庫補助金              | 1         |
| 4  | 県支出金                 | 1         |
|    | 1 県補助金               | 1         |
| 5  | 繰入金                  | 1         |
|    | 1 他会計繰入金             | 1         |
| 6  | 繰越金                  | 1         |
|    | 1 繰越金                | 1         |
| 7  | 諸収入                  | 80        |
|    | 1 諸収入                | 80        |
| 歳入 | 合計                   | 2,071,708 |

(歳出) (単位：千円)

| 款  | 項           | 金額        |
|----|-------------|-----------|
| 1  | 特定健診保健指導費   | 48,467    |
|    | 1 業務管理費     | 48,467    |
| 2  | 費用決済業務支出金   | 2,005,476 |
|    | 1 費用決済業務支出金 | 2,005,476 |
| 3  | 積立金         | 16,186    |
|    | 1 積立金       | 16,186    |
| 4  | 借入金償還金      | 9         |
|    | 1 借入金償還金    | 9         |
| 5  | 予備費         | 1,570     |
|    | 1 予備費       | 1,570     |
| 歳出 | 合計          | 2,071,708 |

平成23年度栃木県国民健康保険団体連合会国保高齢者医療制度円滑導入基金事業特別会計歳入歳出予算書

(歳入) (単位：千円)

| 款  | 項         | 金額        |
|----|-----------|-----------|
| 1  | 国庫支出金     | 2         |
|    | 1 国庫交付金   | 2         |
| 2  | 特定資産収入    | 1         |
|    | 1 基金取崩収入  | 1         |
| 3  | 預託金取崩収入   | 2,341,090 |
|    | 1 預託金取崩収入 | 2,341,090 |
| 4  | 特定資産運用収入  | 2         |
|    | 1 基金運用収入  | 2         |
| 5  | 借入金       | 1         |
|    | 1 借入金     | 1         |
| 6  | 諸収入       | 18,056    |
|    | 1 諸収入     | 18,056    |
| 7  | 繰越金       | 15,500    |
|    | 1 繰越金     | 15,500    |
| 歳入 | 合計        | 2,374,652 |

(歳出) (単位：千円)

| 款  | 項        | 金額        |
|----|----------|-----------|
| 1  | 総務費      | 52,418    |
|    | 1 総務管理費  | 52,418    |
| 2  | 事業費      | 56,433    |
|    | 1 基金事業費  | 56,433    |
| 3  | 特定資産支出   | 2         |
|    | 1 基金繰入支出 | 2         |
| 4  | 借入金償還金   | 2         |
|    | 1 借入金償還金 | 2         |
| 5  | 諸支出金     | 1         |
|    | 1 諸支出金   | 1         |
| 6  | 繰出金      | 2,262,273 |
|    | 1 他会計繰出金 | 2,262,273 |
| 7  | 予備費      | 3,523     |
|    | 1 予備費    | 3,523     |
| 歳出 | 合計       | 2,374,652 |

平成23年度栃木県国民健康保険団体連合会職員厚生資金貸付金特別会計歳入歳出予算書

(歳入) (単位：千円)

| 款  | 項        | 金額    |
|----|----------|-------|
| 1  | 積立金運用金   | 1     |
|    | 1 積立金運用金 | 1     |
| 2  | 貸付金償還金   | 1,207 |
|    | 1 貸付金償還金 | 1,207 |
| 3  | 繰越金      | 6,618 |
|    | 1 繰越金    | 6,618 |
| 4  | 諸収入      | 1     |
|    | 1 諸収入    | 1     |
| 歳入 | 合計       | 7,827 |

(歳出) (単位：千円)

| 款  | 項      | 金額    |
|----|--------|-------|
| 1  | 貸付金    | 6,600 |
|    | 1 貸付金  | 6,600 |
| 2  | 運用金返還金 | 254   |
|    | 1 返還金  | 254   |
| 3  | 予備費    | 973   |
|    | 1 予備費  | 973   |
| 歳出 | 合計     | 7,827 |



# 茂木町 関澤 久

茂木町は県東南端、宇都宮市から東へ31kmの茨城県境にあります。

東西12km、南北27km、面積172・71km<sup>2</sup>の南北に細長い町で、八溝山系の中にあり、標高200m前後の山地が70%を占める自然豊かな町です。

北部を流れる清流那珂川は、関東の四万十川とも呼ばれ、自然の鮎や鮭で知られ、周辺は県立自然公園に指定されており、観光やな、カヌー基地、キャンプ場などがあります。

また、中山間ならではの棚田や、ゆずの里など、昔ながらの里山が残り郷愁を誘う風景が見られます。

その様なか、栃木県内で第1号の登録を受けた道の駅「もてぎ」や、モビリティランド「ツインリンクもてぎ」に加え、かねてより取り組んできた、さとづくりや、特色ある各種農産物のオーナー制度などが定着し、現在では、入込客が25万人を超えるまでとなっています。

現在、えごま、ゆずなどを利用した地場産品の開発など、地域産業の活性化を図るとともに、全町光ファイバー網を敷設し、地域の情報化を推進し、「自然が輝く、人が輝く、地域が輝く、そして町が輝く」を目標に町づくりをしています。

さて、本町の国保運営協議会会長

の関澤久氏は、平成九年町議会議員選挙に初当選してから現在に至り、その間、議長、各常任委員長など多くの要職を歴任され、人情味豊かにして、幅広い分野でご活躍されるとともに、議員定数削減などにもご尽力されました。

国保運営協議会会長は、今期で三度目の就任であります。

後期高齢者医療創設など、国保にとっても大きな変換の時期にも、ご活躍され、また、現在は逼迫した国保財政の立て直しに苦慮していただいているところであります。

余話になりますが、以前に、会長は、国保連協研修の視察先で、研修の合間に、何気なく興味を持った「えごま」の種を持ち帰ったところ、今では、作付が盛んになり、茂木町の特産にまでなりつつあると言う、意外な功労に繋がった逸話もあります。

これからも、趣味の庭木などの愛好を窮めながら、健康に留意され、豊かな発想をもって、町政、並びに国保の安定に、ご尽力いただきたいと願っております。

## 自ら守る医療保険制度

安心して暮らす中の、ひとつの保障である、医療制度堅持のため、財政の安定化に向けた施策の創設も大切ですが、被保険者が、自ら特定健診の受診や、各種健康教室などへの参加で、日頃から健康への意識を高め、ジェネリック薬品の利用、多重診療をなくすなどして、医療費の増大を抑える意識を高めてもらいたい。

会長の一言

## 私の趣味と健康法

# テニスで汗を流そう！

ここ数年来、人間ドックを受診するたび、血圧や肝機能等の数値が高いことや、喫煙も続けていることから、決して健康によい生活を送っているとは言えないのが現状です。

原稿依頼があつてから、十五年前の健康診断結果票を探し出し中身を見てみると、その頃の体重は今より6 kgも少なく、その判定も「A」が目立っていました。現在では、お腹周りも肉（脂）がのつてきて、「C・D」の判定が目につくようになってきております。

このような私ですが、中学校の部活動で始めた「軟式庭球」、今では「ソフトテニス」と呼び名が変わりましたが、高校・大学・社会人と選手生活を送ってきました。たしか、三十六歳の時に出場した「福島国体」まで現役としてやってきました。

現役を退いてからの約十年間は、



ひと月のうちに一日テニスをするかしないかでした。が、テニス好きな方からの誘いがあり、数年前から、週に一日はラケットを握るようになりました。春夏秋冬毎週土曜日の午前十時から十二時までの時間、中学

生から八十代までの老若男女約二十名が参加していますが、その方達と楽しくボールを追いかけて汗を流しています。時々、若い世代に相手をしてもらう時には、負けん気からか頑張ってしまう、翌日には筋肉痛が

でる時もあります。それもイイ痛みだと思っています。

また、ナイターが出来る季節になると、仕事後急いでコートに駆けつけ、ボールを追っています。土曜日が雨でテニスが出来ない時は、体も重い感じがしたり、気分的にも何となくスッキリしない感じがします。夢中でテニスをしていると、いろいろストレスを感じている時でも、汗とともに悪いものが流れ出ていくようです。テニスのおかげで上手く発散できていると思います。そして、汗をかいた後の爽快感と、ビールの美味しさは格別です。

これからも、健康維持のため、ビールを美味しく呑むため、精神的に健全であるため等々、理由はいろいろありますが、自分の好きな「ソフトテニス」を楽しんで続けていきたいと思っています。



鹿沼市市民部保険年金課

課長 鹿嶋 敏

南那須庁舎



第93回  
那須烏山市

「自然」と「文化」と「活力」が  
調和した暮らしやすいまち  
みんなの知恵と協働による  
びかり輝く、まぢいんる

那須烏山市は、平成17年10月1日に那須郡南那須町と同郡烏山町が合併し、那須烏山市が誕生しました。総面積は、174.42km<sup>2</sup>で、県全体の2.7%になります。

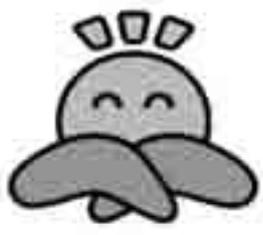
那須烏山市は、栃木県の東部に位置し、県都宇都宮市から概ね30〜35kmの距離にあります。西部は高根沢町、北部はさくら市、那珂川町、南部は市貝町、茂木町、東部は茨城県常陸大宮市に接しています。

地勢は、八溝山系に属し、那珂川が平野部を貫流し、那珂川右岸には丘陵地帯が形成され、丘陵が縫うように荒川や江川などの大小河川が貫流しています。この地帯に南那須市街地、烏山市街地が形成されています。那珂川左岸は、東部山間地帯となっており、那珂川県立自然公園に属する山間地と小河川で形成されています。

道路は、国道2本と主要地方道7

本があり、国道293号は市の北部を東西に、国道294号は市の中心部を南北に走っています。特に294号と県道宇都宮烏山線が交差する市内の中心部は、栃木県東部の交通の要所となっています。高速自動車道路では、東北自動車道、北関東自動車道路及び常磐自動車道路までのアクセスも良く最寄のインターチェンジから50分程度で来ることができます。

鉄道は、JR烏山線が市内を東西に走り、市内に5つの駅があります。宇都宮駅まで1時間で接続し、この地方の足としての役割を果たしています。



**那須烏山市のシンボル**  
山とおひさまのイメージは、恵まれた自然環境と、あたたかい人とのふれあいを表現しています。上部の3つの点は、その中で豊かな生活を営む知恵を表しています。

## 市民課



市民課には、市民係・国保医療係・住民戸籍係（烏山庁舎）の3つの係があります。

市民係では、戸籍及び住民基本台帳、諸証明の発行、国民健康保険・介護保険の被保険者資格に関する業務を行い、国保医療係では、国民健康保険、後期高齢者医療、出産育児一時金・埋葬費、診療所（七合・境・熊田診療所）に関する業務、住民戸籍係（烏山庁舎）では戸籍及び住民基本台帳、印鑑登録、国民年金、国保、後期高齢者医療に関する業務を行っています。

### 国保事業の取り組みは...

#### 適用の適正化

国保医療係が市民の窓口対応係（資格得喪届出は市民係）と同一課のため、疑義が生じた場合の連携体制が図られています。住基による異動届を市民係のチェックだけでなく、国保医療係でも新たな目で再チェックを行い、転入や社保離脱等の異動に関しては、適用漏れがないようにしています。

#### 保健事業

衛生部門との連携が上手く図られており、医療費分析等の結果を保健師に提供し、保健事業に反映させています。平成22年度は、メタボリック予防教室参加者を対象としたフォロアアップ教室を開催して保健指導を実施しました。また、地域活動組織と連携し、生涯にわたり心身ともに健康な生活を送るため「自らの健康は自らが作る」ことを目的に各教室を開催し、市民の健康意識の高揚を図りました。さらに、高額療養資金貸付制度を実施し、被保険者の療養環境を整えています。

#### 保険税収納率向上対策

税務課との連携を密にとり、被保険者の現状況等、課税や徴収に関し

ての状況等を共に把握することで課税の適正並びに収納率の向上を図っています。また、適正な滞納処分を実施して収納率の向上に繋がっています。

さらに、短期被保険者証の1ヶ月更新者や資格証明書交付者等の面談により国保税への充当を強化しています。このようなことから、毎年度、県内において高い収納率を維持し、かつ収納率の向上が図られています。

#### 被保険者への国保制度の周知等

被保険者等への情報提供については重点事業であることから、毎年度末に国保制度周知用チラシを単独で作成し、全世帯に配布し、制度の周知をしています。また、被保険者証の更新時や国保税納税通知書の発送時にもパンフレットを同封し、さらに、市の広報紙等にも国保関連記事を掲載し、周知の徹底を図っています。



## 税務課

税務課は現在、課長以下職員18名（管理収税係4名、市民税係5名、資産税係5名、税務課会計係3名）となっています。また、徴収嘱託員として2名が在籍しています。さらに、県地方税徴収特別対策室へ1名派遣しています。

那須烏山市の国保税の現年度分収納率は、平成21年度は87・49%となっており、栃木県内において中位に位置しております。平成22年度（平成23年3月31日現在）では87・53%となっており、前年度とほぼ同じ状況となっております。



滞納繰越分の収納率は、平成21年度は25・53%となっており、栃木県内において上位に位置しております。平成22年度（平成23年3月31日現在）では26・88%となっており、前年度を上回る状況となっております。

また、納付方法別の収納状況を見ると、平成21年度現年度分では、口座振替率が46・55%となっており、栃木県内においては比較的口座振替が進んでいる状況となっております。

このような状況の中、那須烏山市では更なる収納率向上を図るべく、現年度分滞納者へのカラー催告書の通知回数を増やしたり、毎週火曜日に南那須庁舎、毎週木曜日に鳥山庁舎で窓口業務を午後7時まで延長するなど、の取組みを行っております。また、平成22年度より軽自動車税において実施しているコンビニ収納について、国保税においても平成24年度より導入を予定しており、納税環境の強化を図っていききたいと考えております。

滞納者に対しての取組みとしては、催告状の発布や、催告、納税相談等を随時行うとともに、差押などの滞納処分を積極的に実施していききたいと考えております。

東日本大震災の影響や全国的な不況による雇用環境の悪化などにより、納税相談が増加しております。今後の納

付状況について懸念されるところですが、関係各課と連携を図りながら、更なる収納率向上を目指します。

## 健康福祉課 保健福祉センター

保健福祉センターには健康福祉課（福祉事務所を含む）とこども課があります。健康福祉課には社会福祉係、生活福祉係、高齢いきがい係、介護保険係、健康増進係の5係があり、職員29名（保健師7名、管理栄養士1名、社会福祉士1名含む）、嘱託職員4名が在籍しております。健康増進係の状況ですが、市民の健康づくりのための各種教室、こころと身体



特定保健指導等を実施しています。

### なすからすやま健康プラン

#### 「わたしの健康みんなの幸せ」

#### 「スローガン」

国、県と同様に、那須烏山市においても急速な高齢化の進行に伴い、医療費や介護の負担が増大すると予想されることから、生活習慣病の予防を重視した対策及び生涯を通した一貫性のある健康づくりを重点を置き、市民一人ひとりが主体的に取り組みとともに、市民、関係機関、行政が一体となった健康づくりを推進するための基本計画として「なすからすやま健康プラン」を平成19年3月に策定いたしました。本計画では、「栄養・食生活」「運動・身体活動」「休養・こころの健康」「喫煙」「歯の健康」「生活習慣病」の6つを重点領域とし、食育教室や各種予防教室等、各年代の特徴に応じた市民の健康づくりに取り組んでいます。

また、この計画は平成19年度を初年度とし、平成28年度を目標年次とする10カ年計画となっております。中間年度にあたる平成23年度に計画の評価及び見直しを行う予定となっております。

### フレッシュ健診の実施

生活習慣病の早期発見や予防、健

康づくりのきつかけとして、健診の機会を得にくい年齢層の方（30～39歳までの方）を対象に「フレッシュ健診」として、特定健診・がん検診の実施日程に合わせ、希望者への早期健診を実施しております。

### 小中学校と地域医療機関、住民との連携推進事業

那須烏山市では、国保の医療費データにより生活習慣病全体が占める割合は34・8%と県平均の29・8%を上回る状況となっております。また、「なすからすやま健康プラン」における中間評価のための調査（平成22年10月実施）により、青壮年期の肥満や食生活、運動等の生活習慣の問題が明らかになったこと、学童期・思春期においては、食習慣や生活リズムの乱れから、肥満や高脂血症、貧血などの問題が考えられ、生活習慣の改善が必要となっております。以上をふまえ、平成23年度から開始される小児生活習慣病予防検診の血液検査の結果を受け、小中学校と地域医療機関、住民との連携を図り、児童生徒及びその保護者を対象とした普及啓発事業及び生活習慣改善支援を目的とした健康教室の実施を予定しております。

（取材日 平成23年4月26日）

# 生活習慣病予防・医療費適正化に向けた 特定健診・特定保健指導データの活用

慶應義塾大学医学部 衛生学公衆衛生学

教授 岡村 智 教



## ① はじめに

ご縁があつて4回シリーズで特定健診・特定保健指導データの活用方法についてお話しさせていただきます。拙い文章で恐縮ですがよろしくお付き合いのほどお願い致します。

特定健診制度が開始されてから3年が経過しましたが、今のところ特定健診・特定保健指導データの活用の仕方についてきちんとまとめたガイドラインはありません。したがってデータ活用の仕方については各保険者で工夫して考えていく必要があります。ご存知だと思えますが、通常、何らかの事業を円滑に発展させるためにはPDCAサイクルが重要です。すなわちPlan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことで事業内容を改善していくわけです。そして4つのどこが欠けてもこのサイクルをうまく回すことはできません。この中で特に評価（Check）の部分は客観的なデータに基づいて行う必要があります。ここをいい加減に済ますと適切な改善や次の事業計画に繋がりません。というわけで本稿では、特定健診・特定保健指導データの事業

評価および計画策定への活用を考えてみたいと思います。

## ② 特定健診制度における事業評価

特定健診制度についてはご存知のことなので多くは述べませんが、特徴としては実施主体を保険者にして医療費適正化の責任の所在をはっきりさせたということと、総花的な取り組みで実効性が薄かったという今までの生活習慣病対策の反省を踏まえてメタボリックシンドロームに焦点を絞ったという点です。しかしながら、制度の根幹に関わる素朴な疑問として「健診・保健指導で医療費の適正化はできるのか？」という点が当初から指摘されてきました。医療費適正化の科学的根拠は乏しく、国の資料を見ても社会保険健康事業財団の保健指導で有所見者が減ったこと、三重県の政管被保険者や宮城県大崎保健所管内の国保加入者で健診所見や生活習慣が悪い人は医療費が高かったことくらいしかありません。そのため今回の制度を「壮大な社会実験」として揶揄するむきもあります。だからこそ既にお手本がある事業とは異なり、各保険者で事業の綿密な計画と評価をきちんと行っ

ておく必要があるのです。そこでまず考えられるのが健診データとレセプトデータの突合です。

## ③ 健診データとレセプトデータの突合の問題点

ある病気の予防対策を考える際、まずその病気の原因が何かを明らかにする必要があります。この場合、原因は必ず結果よりも前にあるという時間の前後関係を考えることが大切です。例えば高血圧の人と正常血圧の人の塩分摂取量はどちらが多いでしょうか？ ふつう「高血圧の人」と答えそうですが、話はそんなに単純ではありません。なぜなら高血圧と言われている人は塩分を減らす努力をしていることが多く、正常血圧の人よりもむしろ塩分を控えているかもしれません。もし塩分と血圧の関係をきちんと見ようとすると、まず現時点で血圧が正常な人の塩分摂取量を調べて、次にどの人が高血圧になるかを数年間かけて観察していく、というような研究が必要になります（図1）。

これは健診データと医療費データの分析でも同じで、健診受診時点で医療費がかかっている人は治療の必

## 図1. どちらが原因で、どちらが結果？

### 1. 健診の日に調べた塩分摂取量と血圧の関連

健診当日の血圧 正常 高血圧

最近の塩分摂取量を比較

↓  
高血圧と言われて控えている人がいるので  
どちらの塩分摂取量が多いかわからない

### 2. 時間の前後関係を考慮して検討

塩分の過剰摂取

あり → 「高血圧」多い  
数年後・・・  
なし → 「高血圧」少ない

塩分過剰摂取が  
高血圧の発症に  
関係あり(因果関係の証明)

この時点では  
血圧は正常

要性があったのかかっているのであり、まさか「治療を中断しろ」という指導はできません。したがって健診所見と直近の医療費の関連を見ても「治療中の人は高い」という以上の情報は出てきません。またレセプトの病名を探索しても結局「生活習慣病による医療費が多い」という以上の情報が出てこないのはご承知の通りです。しかしながら健診と保健指導

滋賀県国民保険団体連合会は、保健事業の評価や被保険者の健康増進等を目的として「地域健康づくり検討委員会」を設置し、大学等と共同で毎年テーマを決めて研究事業を実施していました。この委員会の平成14年度事業として健診所見と医療費

#### ④ 滋賀県国民保険団体連合会

##### 「地域健康づくり検討委員会」

を適切に行うことにより、将来の医療費であれば今から変えることができるかもしれません。特定健診制度でも適正化の対象となっているのは将来の医療費（医療費の伸び）です。したがって健診データとレセプトデータの突合においても、健診・保健指導の効果を検証する場合は、時間の前後関係を考えた解析をする必要があります。その具体的な例として、滋賀県国民保険団体連合会の「地域健康づくり検討委員会」で行った事業を紹介

します。この関連を検討することになりました。この事業では同じ年の健診データと医療費データを突合するのではなく、時間の前後関係を考慮して健診所見と健診受診後10年間の医療費の関係をみました。どのような健診所見の人が受診後10年でどのくらい医療費を使うのかわかれば、「健診所見を○%改善したら医療費を○円適正化できる」という予測をたてることが可能になります。対象者は、1990年の滋賀県7町1村（当時）在住の国保加入者（40～69歳）で、同時にこの年に基本健康診査を受けた約4500人です。国保医療費のデータは、健診受診の翌年から10年分（1991～2000年）の医科レセプトを個人単位ですべてまとめました。また追跡期間中の国保資格喪失の有無とその理由も調べました。なお健診データと医療費データの突合ですが、当時は健診データとレセプトデータはまったく無関係に管理されていたため非常に困難を極めました。例えば生年月日、カナ氏名、性別などで両者を突合せ、合致しない場合には一つ一つレセプトを確認するなどの作業が必要になりました。こうして1990年の健診データに

1991年から2000年までの医療費データが突合されました。これらの作業は滋賀県国保連合会の全面的な協力の下で行われました。ここでレセプト病名をどう扱ったかを述べておきます。もし頑張った10年間の病名を全部拾い出しても通常5月の主病名しか入力されていません。また残念なことにこの病名が本当に被保険者の最も重要な病気を示しているという保証もありません。レセプト上の病名というのは医学的診断名ではなく、保険診療上の必要性で付けられる場合もあり、全体像を見ないとその人の実際の病状の判断は難しいのです。もし本気で取り組むのであればすべてのレセプトを見て総合的に判断する必要がありますが、とてもそんな時間的な余裕はありませんでした。また病名別の医療費というのも曲者で、健診で特定の病名の医療費が減ったように見えても、医療費全体が減ってなければ医療費適正化対策としては意味がありません。そこで病名別の医療費は考慮せず、外来医療費や入院医療費、総医療費などの総額を評価指標にしました。

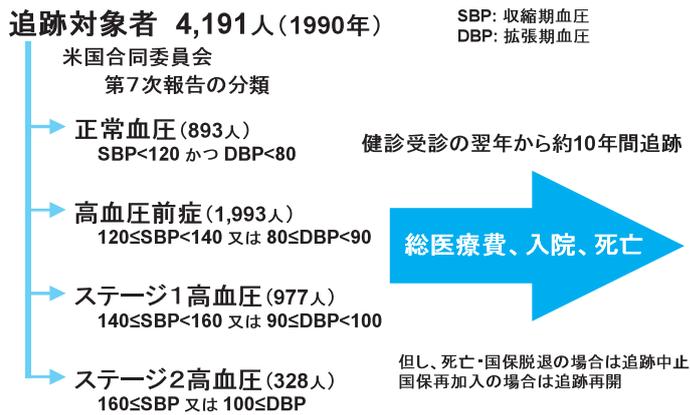
## ⑤ 健診時の血圧と健診受診後10年間の医療費の関連

ではこのデータを実際に分析するとどうなるか高血圧と医療費の関連を例にして示してみましよう。まず1990年の健診データで対象者を正常血圧、高血圧前症、ステージ1高血圧、ステージ2高血圧に分類しました（血圧データのあった419

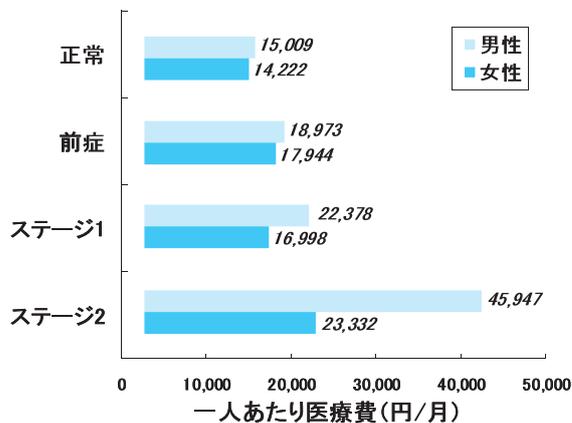
1人が対象）。これが1990年の状態であり、ここから医療費を追いかけたわけです（図2）。なお医療費の比較に際しては、各個人の10年間の医療費総額をそれぞれの国保加入月数で割って月平均の医療費を用いました。この計算をしないと長く加入している人の医療費が高く見えてしまいます。図3に血圧各群の一人当たりの総医療費（10年間の月平均医

療費）を示しました。これを見ると血圧の区分が高いほど明らかに医療費が高いことがわかります。男性では、正常血圧だと月平均で約1万5千円、ステージ2だと4万5千円で3倍くらいになっています。女性でも男性ほど顕著ではありませんが、血圧が高くなると医療費が増えていることがわかります。ここでは示ませんが、統計的に年齢、肥満度、糖尿病、コレステロール、飲酒、喫煙を調整してもほぼ同様の関連を認めため、純粹に高血圧だけの影響で医療費が高くなっていると考えられました。

## 図2. 対象者の分類と追跡



## 図3. 血圧各群の一人あたり平均医療費



それでは保険者全体の国保医療費に最も大きな影響を与えていたのは、重症高血圧（ステージ2）だと言ってもいいのでしょうか？ ところがそうとも言えないのです。この続きは次回にお話しします。

## プロフィール

### 岡村 智教 (おかむらともりの)

#### (略 歴)

1964年生まれ、1982年山口県立萩高等学校卒業、1988年 筑波大学医学部卒業。同年、厚生省健康政策局計画課および高知県土佐山田保健所、1993年 大阪府立成人病センター循環器検診科、2000年 滋賀医科大学福祉保健医学講座助教授、2007年 国立循環器病センター予防検診部長、2010年 慶應義塾大学衛生学公衆衛生学教授（現職）

#### (所属学会)

日本動脈硬化学会理事。日本公衆衛生学会、日本疫学会、日本アルコール薬物医学会、日本循環器病管理研究協議会各評議員。

#### (委員等)

厚生労働省「医療費統計の整備に関する検討会」、「特定健診・特定保健指導の実施に関するワーキンググループ」、「慢性疾患対策の更なる充実に向けた検討会」、総務省消防庁「救急統計活用検討会構成員」の各委員を歴任。



各市町を訪問し、収納率アップを目指した取り組み状況をルポいたします。

平成21年度よりスタートしたこの企画は第9回目を迎え、今回は佐野市におじゃまさせていただきました。

佐野市の収納課は、課長以下収納管理係5名、納税係12名、税外収納係2名の職員と臨時嘱託員6名の計26名が担当しております。また、納税係より県の地方税収納特別対策室に職員1名を派遣しております。

佐野市の国保税の収納率は、平成21年度においては現年度課税分86・4%で対前年比0.3%の増、滞納繰越分は15・7%で対前年比1.2%の減となりました。平成22年度の国保税収納率（平成23年3月末日時点）においては、現年度課税分85・5%、滞納繰越分17・4%となっております。

また、佐野市において策定した平成22年度から平成25年度にかけての中期基本計画に基づき、平成25年度の現年度分収納率を平成21年度国保税・税（現年度分）全国平均（88・01%）に到達することを目標とし、収納率の向上に努めております。

## ▼国保税収納率向上への取組み （特に力を入れていること）

### ○初期滞納者への取組み

新たな滞納者を増やさないことで滞納額を減らし、収納率の向上につながるの考えから、過年度滞納のない現年度分未納者を対象に、在宅率の高い夕方から夜間を中心とした月・水・金曜日の午後7時までと土・日曜日（毎月1回）に、臨時嘱託員2名による電話催告及び臨時嘱託員2名による臨戸訪問を実施しております。電話催告については、平成22年度は5,620件の架電のうち2,938件（架電数の52%）の収納に結びつく結果となり、収納率の向上に効果を発揮しております。

### ○長期滞納者への取組み

臨時嘱託員2名（税務経験のある職員OB）により、臨戸訪問による納税指導を行っております。臨戸訪問の際には、国保税に関するパンフレットの配布、口座振替の推進などのPRも併せて行なっております。

## ○差押の実施

滞納者に対し、預金、生命保険、給与、年金等の差押を積極的に行ってまいります。

平成22年度の全税目での差押件数は1,542件と、前年度比173%と前年度を大きく上回る結果となっております。

## ○口座振替の推進

平成22年11月15日より新規に市税の口座振替を申し込みされた納税者（先着1,200名）を対象に「薬用ハンドソープ」をプレゼントする口座振替キャンペーンを実施し、口座振替の推進を図っております。

## ○コンビニ収納

平成19年度より軽自動車税について実施し、平成22年度より軽自動車税・市県民税・固定資産税・国民健康保険税の4税について実施しております。

## ○インターネット公売

インターネットオークションシステムを利用し、市税などの滞納者から差押えた財産の公売を行っており、平成22年度においては、120点の公売に対し105点が売却につ

ながりました。

## ○国保税に関するパンフレットでのPR

佐野市の広報誌及びホームページにより国保税納付に関するPRを行っておりますが、それ以外に、未納者の増加が国保税の値上げ及び未納者の負担分を納付者が負担することにつながるという内容のパンフレットを作成し、国保税未納者への催促書送付時に同封するなど、納付への理解・協力を得られるよう努めております。

## ○医療保険課 収納対策係との連携

医療保険課において保険証の交付を行うとともに、国保税に特化した収納対策係を設置して、主に過年度滞納者への納付啓発を行っております。納付啓発により納付の意思を確認できた場合、収納課職員が徴収を行うよう連携を図っております。

## ○その他

通常、週2日（水・金曜日）の窓口業務の延長（午後7時まで）を実施しております。  
また、4月、5月の出納閉鎖期間においては、収納課と関係各課

との連携により、夜間臨戸訪問を実施しております。

## ▼国保税収納率向上に向けた今後の課題と対策

東日本大震災の影響による直接的・間接的な被害、風評被害、過度の自粛などにより、収納額、収納率の低下が懸念されます。被害や影響を受けられた方々へ配慮をしつつ、今まで取り組んできた差押、臨戸訪問、夜間訪問、県との共同催告などの取組みを更に強化していきたいと考えております。

また、滞納者の半数近くを占める低所得者への対応には、個々に応じた納付相談、分納相談が必要と考えられております。

## ▼徴収アドバイザー派遣後…

佐野市は平成19年度に国保連合会の「徴収アドバイザー派遣事業」を実施し、徴収アドバイザーである篠塚三郎先生、井上忠秋先生より、滞納案件の具体的な対処方法や徴税吏員の使命・心構えについて指導を受けました。徴収アドバイザーへ相談した案件については、差押財産がな

いものや小額分納など、佐野市においても徴収困難な案件となっており、直ちに納付につながったものや完結に至ったものはありませんでしたが、各職員の滞納整理に対する「意識改革」につながったと感じております。

最後に、佐野市収納課の取組みについて取材させていただきましたが、その取組みは積極的である印象を受けました。また、収納課の職員が『滞納ZERO』という課内チラシを作成し、差押の状況等を掲載することで、職員のモチベーションの向上につながっているとのことでした。取材を通じ、職員の方々の地道な努力と様々な取組みが収納率向上につながってほしいと強く感じました。

佐野市収納課の皆様、お忙しい中ご協力いただきありがとうございます。

# 介護ア・ラ・カルト

第5回

## 忘れえぬ人々（その1）

高橋 紘一

かれこれ40年、入所施設（現在の勤務先は、デイサービスやショートステイの事業もありますが）で働いてきましたから、多くのお年寄りとの出会いと別れを繰り返してきました。

その私が68歳。介護保険証が届いたときのかすかな驚きも体験した前期高齢者の域に入りました。体の故障で短期間ながら入院もし、生活習慣病といわれる高血圧症、糖尿病に悩まされ、「50歳を過ぎたら薬を飲まなければ駄目ですよ」と警告されて、定期的に病院通いも始めたのが65歳になってから。あれよあれよというまに病もちの老体となりました。頻繁にも忘れもするようになって、漠然とながら「老い」の先行きに不安を覚える年齢になってきて、「老い」

の切実さに心穏やかではなくなってきました。あれほどお年寄りの世界に関わってきたはずなのに、わが身に置き換えることができていなくなつたというわけです。駄目だなあ。

措置制度から介護保険制度へ、それに伴う社会福祉法人独占から株式会社・NPO法人などが加わつた多様な事業体の誕生・運営へ、収容施設から生活施設へ、施設主体から利用者主体へ、施設の大規模化から小規模化へ、隔離から地域密着化へ、施設の場合でも多床室から個室へ、認知証の人のグループホーム創設等々、施設の外も内も考え方や建物の中身まで時代の変遷によって変わってきました。こうした動きをどう判断していくかはさておいて、「その

施設に人が住み、生活していたという事実」は少しも変わりがありません。そしてなお、現在進行中です。昔は、酷かった、今は良くなったと論じても仕方のないことのようにも思います。ただ私は養護老人ホーム、軽費老人ホーム、特別養護老人ホームと勤務経験をしましたので、そこで出会った今もなお心に残る人を報告し、私を含め読者の皆様に「老い」を考える一助となれば幸いと思えます。

一、養護老人ホーム  
Sさん（男性）について

昭和50年初め、Sさんは70歳になって雇い主（農業）に連れられて入

所しました。雇い主は40歳代でしたが、かなり長いSさんの履歴を語ってくれました。要旨は今でも覚えていますから、私にはよほど刺激的だったに違いありません。

「親父の代にSさんは12〜13歳ごろ、小作人として私の家に奉公に上がりました。福島の出身です。詳しい経緯は聞いていませんでしたが、口減らしであることは間違いありません。しかも軽い精神薄弱（現在は知的障がいと言っています）が、当時はこう用いていました。痴呆症が認知症に変わったように）でした。親父の後について農作業をこなし働いていました。親同士の話がどのようなものであったか定かではありませんが、祭りの時などに小遣いをもらう程度であったと思います。農家ですから米には不自由しませんから、ひもじいことはなかったはず。私の代になり、Sさんも年老いてきて農作業もままならなくなり、家周りの掃除や、雑用、風呂焚きなどをしていました。だんだんこの家で働いてきたというわがままみたいなものが出てきました。（怒りを伴うものであ

ることは私にも想像つきます。自分の不如意にどうにも心の押さえがきかないのです。」家の中で波風が立つようになり、何度か私も注意したのですが、また元に戻ります。長い間、家族のように暮らしてきましたので、私も死ぬまでここでと思っていたのですが、わがままが高じるばかりで、私もうとうとう諦めました。それで役所に相談に行ったのです。」

昭和初期、東北の大凶作は大変な惨状で、テレビドラマ「おしん」を覚えている方もおられると思います。（山形県立図書館に行くと「おしん」のビデオコーナーがあり、さすがと



思わせませす。「娘の身売り」が報道もされました。「東北を救え」と活発な募金活動も行われました。（平成23年3月11日、東北・関東大震災、大津波、福島原発事故の発生以降の報道を見れば、時代は違っても、私達人間社会に共通する事が色々あることがわかります。）福島がどのようなであったものか定かではありませんが、Sさんと同じ福島からやはり北関東の米どころに奉公に来ていたWさんもまた、老齢になって老人ホームに入所となっていました。青年期、壮年期の寂しさを少し離れた居酒屋で紛らわしていたのですが、そのおかもやがて入所してくるという奇妙な巡り合わせで、夕方になるとホームの一室は居酒屋のようになったもので、周辺から苦情が絶えませんでした。「何とかありませんか」とやんわり言うものなら、「お前に解るはずもない」とケンモホロ口。こちらもやけくそで一緒に酒を飲んだものです。後でお目玉を食らったことは言うまでもありません。私も切なかつたのです。変えられるものなら変えたい。しかし、どうにもならな

いという自棄のようなものがお年寄りの心の片隅に燻っているようでした。農業人口が圧倒的に多い時代、地主―小作関係の社会構造の中で貧しさにあえぐ多くの人々がいた時代があったのです。県北の米作地帯が過剰人口の吸収先の一つであったということでしょう。食べるのが難しかった時代に、「老い」を迎えることのその先の選択肢はそれほどありません。「収容」という名のとおり望むと望まぬに関係なく、施設に入らざるを得なかったのが正直なところでしょう。養護老人ホームが昭和年代「養老院」と呼ばれ「姨捨」の代名詞として用いられてきたのもそれなりの理由があったということにもなるでしょう。「俺の人生もこれまでか」と思っても仕方がないともいえません。それぞれの胸のうちは推し量ることはできませんが、「鬱屈」して当然でしょう。それが日常生活に表れないはずはありません。職員として30代の私には「どうしてそう荒れなければならぬのか」が解りませんでした。お年寄りからすれば、「お前みたいな若造に俺の苦しみ、切な

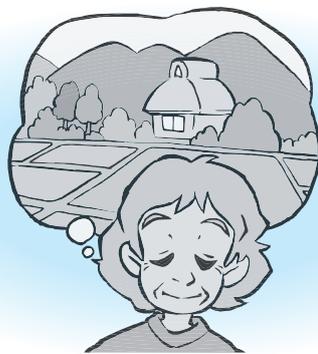
さが解るはずはない」という心境だったでしょう。当時は「生活指導」という言葉でした。おこがましいことこの上ないわけです。「子供に捨てられた」「親を捨ててしまった」という「老人ホームジレンマ」以前の問題が横たわっていたのです。男性も女性も単身がほとんどで、「家」からはみ出してしまったのです。（一組の夫婦がいました）現在の課題で言えば、小數家族の「介護」問題でしょう。貧しくなくとも、やがて「家」からはみ出されてしまうことは十分に想像できます。「社会化」という言葉で置き換えているに過ぎませぬ。



言い過ぎかな。知ってか知らずか、いや知っているはずですが、不問にしているだけの話です。豪華老人ホームならそういう悩みはないのかと質問を受けることがあります。そういうところに入れる人は、いつの時代にも少数派です。制度上の大部屋であれ、個室であれ、施設に入ることにはある種の「覚悟」が必要なのです。そのことは今日でも変わりません。施設に入って3ヶ月〜6ヶ月経たないと、施設生活に慣れないといわれていました。起床から食事、就寝まできちんと日課表ができており、お年寄りも職員もその時間に沿って動くわけです。しかも昭和50年当時8畳4人の相部屋ですから、部屋ルールができあがっています。新参者には息が詰まるように感じたかもわかりません。Sさんは口数が少なく、ホーム生活を送っていました。ある老人は生活に慣れずに何度となくホーム出（家出）を繰り返して、東京山谷まで引き取りに行ったこともあります。「これからどうする？」

「老人ホームはもう沢山だ」と言って再びホームを出て、それきり行方不明になりました。なんと壮絶な「悪い」期を生きなければならぬのか。Sさんが居なくなつたのは朝の4時ごろ。駅に行きまして尋ねると、今朝は老人は来ていないという。雇い主の家まで約40キロ。行き先はそこしか思い当たりません。電話を入れて事情を話したところ、こちらも近隣で捜してみましようと言ってくれました。双方から捜せば見つかるか。微かでも期待を持ちたいものです。携帯電話の無い時代でしたので、公衆電話のある店によっては先方に確認の電話を入れますが、良い返事は返ってきません。夕方近くになり、今後どうするか雇い主の家で話し合うというところに、近所の協力者が通報をくれました。雇い主の裏山の一角で自殺しているというのです。それとばかりにその場所に向かいました。細い木に紐をゆわい、首に回して座った状態で坂からすれ落ち、その反動で首の紐が絞まるというものでした。年寄りにも「自死する力が残されている」と、私は初めて知ることにしました。若い元雇い主は「俺達の恩を仇で返しやがって」

と怒りをこらえていましたが、Sさんの「望郷の念」とは生まれ福島ではなく、50年近く生活してきた雇い主の「家族」や「在郷」であったとは。「あの家族」から「その地」から見離されたという絶望感の重さに思い至るには私が若すぎたということもあり、私が専ら雇い主の声を中心にSさんの入所を勧めてきたからに他なりません。Sさんの深い



哀しみの届かぬままに、私は警察署で事情聴取を受けることになりました。

現在、地域密着型施設が多種つくられて、「住み慣れた地で過ごしたい」をキャッチフレーズにしています。私達の心の「ふるさと」はほんとうに「そこか」。

### プロフィール

#### 高橋 紘一

昭和18年 那須町生まれ  
養護老人ホーム勤務 13年  
軽費老人ホーム勤務 2年  
特別養護老人ホーム勤務 7年後、  
生きいきの里創設に関わる  
平成8年 開設 施設長  
平成13年 国際医療福祉大学 福祉学科  
臨床教授として勤務  
平成20年 退職  
現在 社会福祉法人 悠々の郷 理事長



# 国保ヘルスアップ事業を活用した 特定健診受診勧奨者への 訪問指導事業の試み

小山市健康増進課 大関 愛

## まちの概要

小山市は県南部に位置し、東京圏から約60kmの鉄道、国道の交差する交通の要衝にあります。人口は、平成23年4月1日現在164,620人と年々増加傾向にあり、県下第2位の都市となっています。



Pちゃん

みんなの元気がおやまの元気

## はじめに

小山市では、40歳及び50歳代から生活習慣病関連データが悪化していたことに着目し、特定健診において要精検と判断された者に対し、訪問指導事業を実施しています。

実際の訪問を看護師が行い、保健師はその結果を受け、指導媒体の作成やデータ分析、評価項目の検討等を行っています。

今回、この事業が、精密検査受診率及び受診時期、さらには対象者自身の行動変容並びに検査値改善について効果があるか分析を行いましたのでご報告します。

## 実施内容

平成20年度に実施した国保の特定健診の結果、血圧・脂質代謝・血糖のいずれか1つ以上で要精検になった40歳から59歳の者を対象に、訪問指導員（看護師）が、精密検査受診勧奨及び生活習慣改善の指導を実施しました。支援プログラムは、特定保健指導の支援方法を参考とし、動機付けしやすい健診結果返却時に初回面接を行い、その後6か月間で3回の支援を行いました。支援方法は、対象者の希望や生活状況に合わせ、訪問、面接、電話のいずれかとし、指導終了後アンケートを実施



特定健診結果説明会の中で、初回面接を実施  
—公民館での結果説明会(集団講話)の様子—

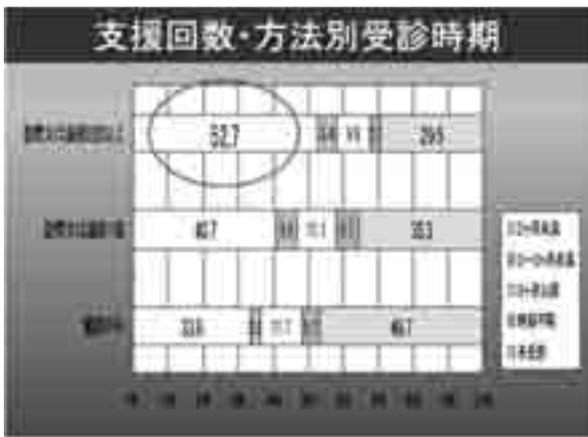
し、生活習慣改善の状況について分析し、さらに翌年の受診結果を確認しました。

## 結果

対象者464人のうち、介入群（訪問・面接・電話のいずれかで1回以上介入した者）は420人（90・5%）でした。非介入群（拒否・不通）は44人（9.5%）でした。精密検査受診率について、介入群と非介入群を比較すると、精密検査を受診した者は、非介入群28・6%に対し、介入群が62・2%と有意に高くなっていました（図①）。また、初回面接を実施し



図①



【図③】



【図②】



【図④】

た者、訪問による指導回数が多い者のほうが、受診率が高い傾向がみられました。早期受診の観点からみた場合、1〜2ヶ月未満の早期に医療機関を受診していた者は、非介入群の20・0%に比べ、介入群が41・7%でした(図②)。介入群の指導方法別に精密検査受診状況を見ると、介入群のうち訪問又は面接を2回以上実施した者は、52・7%とさらに割合が高くなっていました(図③)。行動変容の結果では、栄養面67・0%、運動面52・2%が改善しており、どちらも女性の方が高い傾向がみられました(図④)。また、訪問・面接回数が多い方が男女共に改善率

が高い傾向がみられました。具体的な生活習慣改善行動としては、「毎身体重を計るようになった」、「階段を使うことが多くなった」等があげられます。訪問指導前後の健診結果を両群で比較すると、いずれの検査項目(血圧・脂質代謝・血糖)も有意な差は観察されませんでした。

## 考察

訪問指導事業は、精密検査の受診率向上及び早期受診、また、対象者自身の行動変容にも大きな効果があることが明らかにになりました。これらの効果に影響があったと考えられる要因について整理してみると、「健診結果返却時に実施した効果的な初回面接」「信頼関係を基盤とした継続支援」「対象の希望にそった支援形態」「地域で開催している教室やセルフモニタリングできる生活日記などの効果的な活用」に分けられました。指導終了後のアンケート結果より、「自分の体なのに、訪問指導員から何度も連絡をいただき、頑張ろうとよ



り強く思うようになった」「訪問指導員が側で見守り寄り添っていてくれたから頑張れた」等の声がかかれました。

## まとめ

今後の課題として、非介入群や訪問したにも関わらず精検未受診だった者についての分析、自営業を中心とした国保の生活状況に合わせた支援形態の構築、支援方法の妥当性の検証及び行動変容を促す訪問指導員の指導技術の向上、継続的な検査データの確認、より長期的に行動変容を促す支援方法の検討があげられます。

この事業を実施し、多くの事例と関わったことで、改めて、生活習慣病予備群の受診行動や生活習慣改善に結びつけるためには、支援者の継続的かつきめ細やかな保健指導が重要であることが確認できました。今後、この事業をさらに効果的な事業としていけるよう課題に対応しながら、小山市の生活習慣病予防対策事業の一環として位置づけていきたいと思えます。

昨年10月31日⑩に

# さくら市健康祭り

を実施しました！

市民に健康への関心を高めてもらおうと、市の文化祭である「ゆめ！さくら博」に「さくら市健康まつり」を出展しました。

当日は市内医師による健康相談コーナーや、各種保険のPRコーナーを設け、来場者に健康への意識向上を促しました。

来場者からは「普段はなかなか知ることの出来ない自分の体の状態が良かったのが良かった。お医者さんからのアドバイスを参考に今後の生活を考え直したい」との意見が聞かれました。

## 当日のメニュー

- ★ 20代の健康診査体験
- ★ 歯の健康相談コーナー
- ★ 肺・タバコ・コーナー
- ★ 健康相談アドバイス
- ★ 女性医師による子宮頸がん検診
- ★ 国民健康保険相談
- ★ 介護保険相談
- ★ 地域包括支援センターコーナー



▲ 骨密度測定を受ける参加者



◀ 「8020」運動の優秀者表彰

## 国保医療課だより

定期異動で新たなメンバーを迎えた国保医療課医療保険担当です。  
平成23年度もよろしくお願いいたします。

### 1 メンバー紹介

平成23年4月現在

| 職                | 氏名    | 在課年数 | 職             | 氏名    | 在課年数 |
|------------------|-------|------|---------------|-------|------|
| 課長               | 永井 茂明 | 1年0月 | 主査            | 篠崎 泰英 | 0月   |
| 主幹兼課長補佐<br>(総括)  | 篠崎 良雄 | 1年0月 | 主任            | 根本 純子 | 2年0月 |
| 課長補佐<br>(医療保険担当) | 人見 和博 | 4年0月 | 主事            | 藤野 稔央 | 2年0月 |
| 主査               | 渡邊 保  | 2年0月 | 主事            | 堀 布祐美 | 0月   |
| 主査               | 吉原 佳子 | 1年0月 | 医療給付<br>専門指導員 | 半田佳津雄 | 4年0月 |

### 2 新任者紹介

(①血液型・星座 ②趣味・特技 ③ストレス解消法 ④お薦めの本・映画等 ⑤国保事務に携わっての感想・意見等)

|      |   |
|------|---|
| 篠崎主査 | ①O型 おとめ座<br>②天文など。<br>③「ストレスやプレッシャーと友達にならなきゃいかん」って楽天の星野監督が言ってました。<br>④「オネアミスの翼」です。<br>⑤まだ分からないことだらけですが、お役に立てるようがんばります。      |
| 堀主事  | ①B型 射手座<br>②スポーツ観戦(サッカー、野球など何でも)・カフェ・ピアノ<br>③美味しい物を食べながら、沢山語ってストレス解消!<br>④有川 浩 「海の底」<br>⑤不安な毎日ですが、国保の制度など日々勉強して早く仕事に慣れたいです。 |



(後列) 左から  
根本主任、篠崎主査、堀主事、  
吉原主査、藤野主事、  
半田医療給付専門嘱託員

(前列) 左から  
渡邊主査、永井課長、篠崎主幹、  
人見課長補佐



### 栃木市

大平総合支所 生活環境課 保険医療担当  
主 事

すが めま え り  
**菅沼 絵里**

国保経験年数 2年1月

- ① おとめ座
- ② B型
- ③ 女子力アップ
- ④ 家の2匹の猫が年老いてきたこと。
- ⑤ 最近は夜な夜なお菓子作りをしています…。
- ⑥ 一期一会
- ⑦ 県内のお蕎麦屋さんを巡ること。おいしいお店教えてください！！
- ⑧ “国保担当者ハンドブック”の暗記
- ⑨ 大平山の謙信平から眺める景色が最高です。富士山やスカイツリーや私の家も見えますよ！
- ⑩ 2年やってもまだわからないことだらけで、勉強の毎日です。とても奥深い仕事だと思います。



### 市貝町

町民くらし課 国保年金係  
主 事

はし もと とも こ  
**橋本 朋子**

国保経験年数 2年1月

- ① おとめ座
- ② O型
- ③ 全国各地の名所をめぐること
- ④ スマートフォンに変えようか検討中
- ⑤ 音楽、映画鑑賞
- ⑥ 花鳥風月、有言実行
- ⑦ よく食べ、よく寝て、よく遊ぶこと
- ⑧ 船で世界一周の旅
- ⑨ 日本で1番のサシバの生息地であり、本州最大級規模の芝さくら公園があります。ぜひ自然豊かな市貝町に遊びにお越し下さい。
- ⑩ 国保事業に携わって3年目となりますが、今年度、初めて担当する業務もあり、まだまだ学ぶことが多いです。さらに理解を深めていけるよう頑張っていきたいです。

# 平成22年度 国民健康保険料(税)

# 徴収事例研究会

平成23年2月4日(金)、栃木県本町合同ビル9階国保連合大会議室において、国民健康保険料(税)徴収事例研究会が開催された。

この研究会は県と国保連合会の共催により国保税の収納率向上を図ることを目的に開催され、保険者及び県税事務所より約50名の参加があった。

## 事例発表

徴収アドバイザーの秋澤重男氏を講師とし、研究会を開催した。午前中は、『事例研究〜実践! 収納率向上にむけて〜』と題し、滞納案件への具体的な対応や徴収の取組状況に関する事例研究として、平成22年度に本会より徴収アドバイザーを派遣した宇都宮市・塩谷町の2市町から、徴収アドバイザーより指導を受けた



秋澤 重男 氏



事例研究「実践! 収納率向上に向けて」

事例や収納率向上に向けた取組状況について発表をいただいた。発表者からは具体的な滞納案件の処理経過を発表いただくとともに、徴収アドバイザーの指導を受けた感想として、「滞納案件の処理方針についての確かな助言をいただくとともに、滞納処分に関するノウハウを習得することができた。また、職員の徴収に対する意識向上が図れた。指導内容を今後の徴収事務に活かしていきたい」との発表があった。その後、参加者より質疑を受け、秋澤氏より事例について助言をいただくとともに、「滞納整理のポイント」についてご教示いただいた。

## 模擬折衝

午後は、『模擬折衝〜悪質滞納者との対応をシミュレーション〜』と題し、模擬折衝を行なった。参加者は4グループに分かれ、各事例に対する対応策を検討した後、各グループから市町職員役及び滞納者役を出し、滞納者に対する対応シミュレーションを行った。事例については、「分納額の増額を要するケース」や「差押解除を求める滞納者」を想定したケースについて行われた。参加者からは、滞納者役の迫真の演技に驚嘆する声とともに、市町職員役の冷静かつ的確な対応に感心する声が聞かれた。



模擬折衝「悪質滞納者との対応をシミュレーション」

## 秋澤 重男氏プロフィール

- 昭和25年 栃木県生まれ
- 昭和43年 栃木県に入庁 (鹿沼県税事務所に配属)
- 平成3年 自治大学校税務専門課程(特別コース)修了
- 平成12年 地方税徴収マニュアル作成(滞納処分(換価)担当)
- 平成14年 総務省自治税務局長表彰受賞
- 平成16年 宇都宮県税事務所特別徴収指導班長として着任
- 平成19年 足利県税事務所長として着任
- 平成20年 総務大臣表彰受賞
- 平成21年 経営管理部参事兼栃木県税事務所長として着任
- 平成22年 税務経理(時事通信社発行)3月12日号「私の苦心(第二次納税義務の迫及)」寄稿
- 定年退職(税務行政42年)

## 国保収納率向上に向けて

この研究会では、事例発表を通じ徴収ノウハウの共有化が図れるとともに、多様化する滞納者に対応するための応接技術を磨くことで、より実践的な滞納処分に繋がること期待される。今後についても、更なる国保税収納率支援を図るべく、参加者のニーズを把握し、有意義な研究会となるよう企画・運営に努めていきたい。

また、秋澤氏より各ケースに対する対応策について、助言等をいただいた。

## 平成22年度

# 国保セミナー

平成23年2月15日（火）、栃木県本町合同ビル9階国保連合会大会議室において、平成22年度国保セミナーが開催された。

このセミナーは、少子高齢化の急速な進展や景気の低迷などによる医療費の増高、保険税の収納率の低下などによる国保財政の窮迫など、国保の直面する諸問題に対応するため、それらの課題をテーマとしたセミナーを実施することにより、国保事業の健全な運営に寄与することを目的としている。セミナーには、県内市町より約30名の参加があった。



国民健康保険中央会 坪田忠雄総務部長

はじめに、「国民健康保険の現状と課題について」と題し、国民健康保険中央会 坪田忠雄総務部長より、国保を取り巻く状況と最近の動向について、ご講演いただいた。平成23年



栃木県保健福祉部国保医療課 人見和博副主幹

度以降の国保制度運営の見直しとして、国保料（税）の賦課限度額の引上げや出産育児一時金の見直し等、全8項目について説明いただいた。また、後期高齢者医療制度に代わる新たな高齢者医療制度として、平成22年12月20日に開催された「高齢者医療制度改革会議」における最終取りまとめをもとに説明いただいた。それによると、現行制度を平成25年3月に廃止し、第一段階として、高齢者を国保と被用者保険に戻したうえで75歳以上の国保を都道府県が財政運営し、第二段階として、全年齢での国保の都道府県単位化については平成30年度を目標とする。都道府県と市町村の分担と責任を明確にし、共同運営する仕組みとするとし、新制度における事務分担や費用負担のあり方等について説明をいた

だいた。

続いて、「栃木県市町村国民健康保険広域化等支援方針について」と題し、栃木県保健福祉部国保医療課 人見副主幹よりご講演いただいた。この支援方針は平成22年5月の国民健康保険法改正により、都道府県が国保事業運営の広域化又は国保財政の安定化を推進するための市町村に対する支援方針を定めることができることとされたことに伴い、平成22年11月に策定された。主な内容としては、国保財政の安定化を図るべく保険税の収納状況の改善に必要措置を中心として盛り込んだとし、保険者規模別の収納率目標を設定し、目標値を達成できなかった市町への助言指導を行うこと、また収納率の低下傾向が著しいなど特に必要があると認められる市町に対しては、本会の徴収アドバイザー設置事業の活用等による滞納発生要因の評価・分析を踏まえ、「収納対策緊急プラン」の策定を求めるなど説明をいただいた。また、他都道府県の広域化等支援方針の策定状況についても説明をいただいた。

参加者からは、「国保を取り巻く全国的な課題を認識するとともに、本県の課題を認識できた」などの声があった。

あなたの血液は…?

ドロドロ?

血管の老化が早まります

ドロドロになるのは…

欧米型の食事が多いと  
ちょっと心配

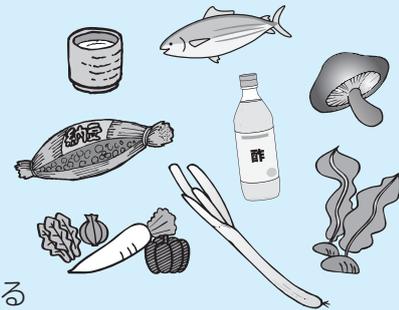
サラサラにするには…

伝統的な和食が  
効果的と言われています

つまってしまう前に、血液を **サラサラ** にしましょう

血液ドロドロを防ぐために、こんな食材を心がけてとるといいですよ

- お** お茶 …… 緑茶に含まれるカテキン… コレステロールを下げる
- さ** 魚 …… いわゆる青魚。悪玉コレステロールを減らし、善玉コレステロールを増やす
- か** 海藻 …… 食物繊維がコレステロールを排出する
- な** 納豆 …… 大豆製品。血管をしなやかにする
- す** 酢 …… アミノ酸が脂肪の分解を促進する
- き** きのこ …… エネルギーが低く、食物繊維も含んでいる
- や** 野菜 …… 食物繊維・ビタミンA・C・Eが、脂肪が悪玉になるのを防ぐ
- ね** ねぎ …… 玉ねぎも含む。ねぎに含まれる成分が血液のドロドロ化をやわらげる



おさかなすきやね



覚えておくと、これからの食生活におおいに役立つと思います。

あとは…

- ストレスをためないようにする
- 歩く距離をふやす
- 飲みすぎない
- めるめの風呂に入り、水分の補給を忘れないようにする



## 第三者行為損害賠償求償事務コーナー

### 第三者行為求償事務とは

交通事故等、第三者（加害者）の不法行為によって生じた保険給付について、保険者等が立て替えた医療費等を加害者に対して損害賠償請求することです。

国保連合会では、保険者等が加害者に対して有する損害賠償請求権に係る損害賠償金の徴収、収納事務の委託を受けて共同処理事業を実施しておりますので、対象事案の早期発見及び届出をお願いいたします。

### 国保連合会へ委任する際の提出書

1事故1被保険者等ごとに次の書類を提出します。

| 様式番号  | 提出書類             |
|-------|------------------|
| 様式第2号 | 委任状              |
| 様式第3号 | 事故発生状況報告書        |
| 様式第4号 | 第三者の行為による被害届     |
| —     | 交通事故証明書（原則原本）    |
| —     | 診療報酬明細書等（写）      |
| —     | 人身事故証明書入手不能理由書 ※ |
| —     | 念書               |
| —     | 誓約書              |
| —     | その他事故の参考となる書類    |

※人身事故証明書入手不能理由書は、次に該当する場合には提出してください。

- ・交通事故証明書が物件事故扱いの場合
- ・交通事故証明書に被害者名が無い場合

### 委任をする際には

- 被保険者から第三者求償に係る届出を受けた際には、親切・丁寧かつ冷静な事情聴取、保険給付等の主旨説明、示談に際しては、被保険者等に安易な示談や権利放棄をしないことを説明するとともに、保険者等への事前連絡を十分に行う等の指導をお願いいたします。
- 一般的に交通事故等による求償の場合、まず医療保険から給付が行われ、その後介護保険に移行する場合がありますので、各担当間での密接な連携をお願いいたします。

第三者行為に関する疑問な点、不明な点は、本会求償事務担当者及び求償専門員がご相談に応じます。

また、交通事故以外の事務にかかる具体的な求償事務についても、弁護士による相談事務を月2回実施しております。どんなことでもお気軽にご相談ください。

なお、相談事案がある場合には、事前に国保連合会あてご一報願います。

### 第三者行為に関するお問い合わせ

事業振興課 共同事業担当 TEL:028-622-7815 FAX:028-622-7281

# 歩こう、歩こう! あの道この道

## 蔵のある風景を求めて

今回は、「蔵の街」として知られている栃木市を訪れました。栃木市が蔵の街として発展してきた要因として栃木市が商都であったこと、また、市の中心を流れる巴波川（うずまがわ）の舟運による江戸との交易にあるそうです。江戸からは日光御用の荷や塩など、栃木からは木材や農作物などが運ばれ、

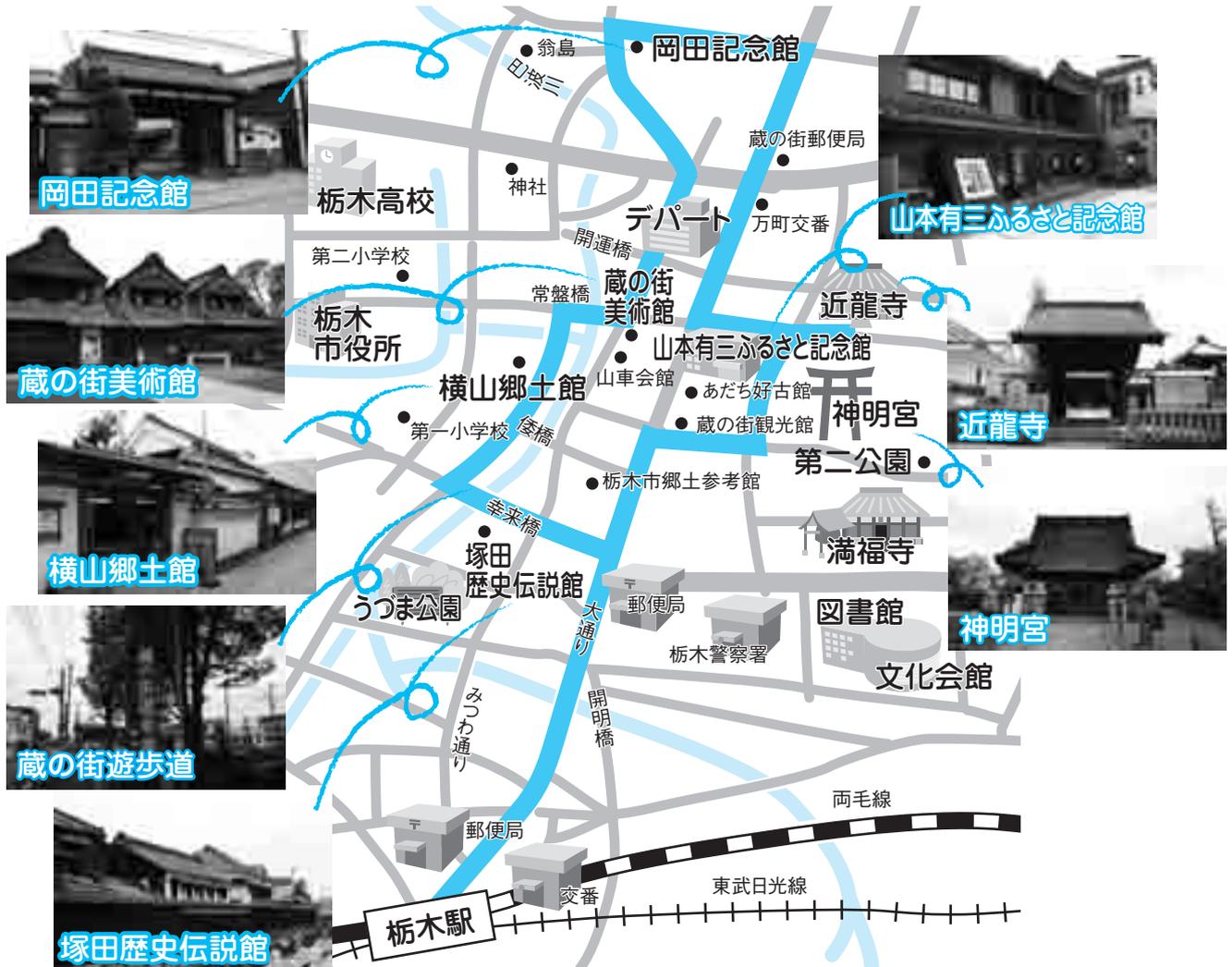
江戸の初期から次第に交易が盛んになり、江戸の終期には栃木の商人は隆盛を極めたそうです。その豪商は、巴波川の兩岸に沿って白壁の土蔵を建てていたそうです。

今回は、そんな歴史を感じさせるウォーキングコースより、今回のベストポイントをご紹介します。

JR栃木駅より一路北へ向かうと、すぐに「蔵の街遊歩道」が見えてきます。そこには、街の中心を流れる巴波川と柳並木から成る静かな風景がありました。川沿いに300mほど歩いていくと、120mにも及ぶ白壁土蔵と黒塀が見えてきます。そこは現在「塚田歴史伝説館」として、江戸時代後期に木材回漕問屋を営んでいた塚田家の土蔵を利用した記念館となっており、この「巴波川のほとり」と「塚田歴史伝説館の黒塀」は、まさに栃木市を代表する景観のひとつでした！

今回のウォーキングコース 約6.8km

JR栃木駅 ⇒ 塚田歴史伝説館 ⇒ 横山郷土館 ⇒ 栃木市郷土参考館 ⇒ 蔵の街美術館 ⇒ 岡田記念館 ⇒ 山本有三ふるさと記念館 ⇒ 近龍寺 ⇒ 神明宮 ⇒ JR栃木駅



### 「栃木市」といえば…

#### おまけ

頭に浮かんでくるのは、栃木県南地区において有名な「じゃがいも入りやきそば」です。蔵の街大通り沿いにも、お店が軒を連ねておりました。ウォーキングの途中に立ち寄ってみてはいかがでしょうか。

## 国保連合会のうどぎ

23年  
6月

|     |                          |            |
|-----|--------------------------|------------|
| 3日  | レセプト点検調査事務助言（10：00～）     | 真岡市        |
| 9日  | 第三者行為損害賠償求償事務相談開設        | 田島二三夫法律事務所 |
| 10日 | 介護サービス苦情処理委員会（13：30～）    | 9階会議室      |
| 14日 | レセプト点検調査事務助言（10：00～）     | 小山市        |
| 16日 | 審査委員会（16～19日）            | 9階会議室      |
| 21日 | レセプト点検調査事務助言（10：00～）     | 矢板市        |
| 22日 | 介護給付費審査委員会（16：00～）       | 9階会議室      |
| 23日 | 介護サービス苦情処理委員会（13：30～）    | 9階会議室      |
|     | 第三者行為損害賠償求償事務相談開設        | 田島二三夫法律事務所 |
| 24日 | 栃木県柔道整復師療養費審査委員会（10：00～） | 栃木県柔道整復師会  |
| 24日 | 事務部会（13：30～）             | 9階会議室      |
| 28日 | 監事会                      | 9階会議室      |

23年  
7月

|     |                          |            |
|-----|--------------------------|------------|
| 1日  | レセプト点検調査事務助言（10：00～）     | さくら市       |
| 6日  | レセプト点検調査事務助言（10：00～）     | 茂木町        |
| 7日  | レセプト点検調査事務助言（10：00～）     | 壬生町        |
| 6日  | 理事会（10：00～）              | 9階会議室      |
| 8日  | 介護サービス苦情処理委員会（13：30～）    | 9階会議室      |
| 14日 | 第三者行為損害賠償求償事務相談開設        | 田島二三夫法律事務所 |
| 16日 | 審査委員会（16～19日）            | 審査委員会会議室   |
| 21日 | 介護給付費審査委員会（16：00～）       | 9階会議室      |
| 22日 | 栃木県柔道整復師療養費審査委員会（10：00～） | 栃木県柔道整復師会  |
|     | 介護サービス苦情処理委員会（13：30～）    | 9階会議室      |
| 28日 | 第三者行為損害賠償求償事務相談開設        | 田島二三夫法律事務所 |
| 29日 | 通常総会（10：00～）             | 県総合文化センター  |

23年  
8月

|     |                          |            |
|-----|--------------------------|------------|
| 5日  | レセプト点検調査事務助言（10：00～）     | 西方町        |
| 11日 | 第三者行為損害賠償求償事務相談開設        | 田島二三夫法律事務所 |
| 12日 | 介護サービス苦情処理委員会（13：30～）    | 9階会議室      |
| 16日 | 審査委員会（16～19日）            | 審査委員会会議室   |
| 19日 | レセプト点検調査事務助言（10：00～）     | 那須町        |
|     | 栃木県柔道整復師療養費審査委員会（10：00～） | 栃木県柔道整復師会  |
| 22日 | 介護給付費審査委員会（16：00～）       | 9階会議室      |
| 25日 | 第三者行為損害賠償求償事務相談開設        | 田島二三夫法律事務所 |
| 26日 | 介護サービス苦情処理委員会（13：30～）    | 9階会議室      |
| 下旬  | 第28回「健康な町づくり」シンポジウム      | 未定（東京都）    |
|     | 全国市町村国保主管課長研究協議会         | 未定（東京都）    |

# お知らせ

## 本会ホームページをリニューアルいたしました。

この度、本会ホームページをリニューアルいたしましたので、是非ご覧ください。  
(URL : <http://www.tochigi-kocho.jp/index.html>)



このたびの東日本大震災に  
おいて被災された皆様に、心  
よりお見舞い申し上げます。  
皆様の安全・健康と、一日  
も早い復旧を心よりお祈り申  
し上げます。

### 編集後記

今年度の機関誌「栃木の国保」を  
担当させていただくこととなりました。  
どうぞよろしくお願いいたしま  
す。

さて、平成23年3月11日の東日本  
大震災では、栃木県内においても被  
害を受けました。県東地域にある私  
の自宅においても、地震発生後には  
電気や水道、ガスのライフラインが  
ストップするとともに、扉や家財道  
具が倒れるなどの被害を受けました。  
普段は災害に対して危機感が全くな  
かったため、「明日からどうしよう」  
という不安が頭をよぎるなか、「まづ  
は水の確保が第一優先」と人生初の  
給水に足を運びました。

このような状況のなか、実感した  
ことは、地域の方々の温かい想いで  
した。普段は地域の方々とすれ違

ときに挨拶をする程度でしたが、自  
宅の被害の後片付けをしていると、  
親身に「大丈夫？」と声をかけてい  
ただくとともに、「こういうときはお  
互い様だから」と一緒になって後片  
付けを手伝ってくれました。地域の  
方々の協力に感謝の念を抱くととも  
に、その温かさに触れた瞬間でした。  
最後に、本会機関誌においても、  
様々な方々のご協力のもと作成して  
おります。常に感謝の気持ちを忘れ  
ず、より良い機関誌作りを目指して  
取り組んでいきたいと思えます。

(N・K)

### 栃木の国保

vol.61  
2011.5 /SPRING/SUMMER

編集者 鈴木秀和  
発行者 栃木県国民健康保険団体連合会  
〒320-0033 宇都宮市本町3番9号  
☎028-622-7242  
印刷所 (株)松井ピ・テ・オ・印刷  
〒321-0904 宇都宮市陽東五丁目9番21号  
☎028-662-2511/FAX028-662-4278

# Best Answer in Diabetes Care

患者さん一人ひとりに最適な糖尿病治療を。

▲ 武田薬品工業株式会社



## アナログな、デジタル会社です。

株式会社栃木シンコーは、関東を中心に栃木県内、県外で情報システムを提案する会社です。

情報システムは『導入後にどう使っていたか』がとても大切。

だから私たちは、お客様と『顔の見える距離』を大切に、長いお付き合いを信条としています。

厳しい時代を、お客様と共に歩んでいくために。

わたしたちはデジタルを扱う会社ですが、そんなアナログな気持ちをとっても大切にしています。



### Click system

弊社が長年培ってきたシステム開発のノウハウを応用し、お客様のご要望をかなえるソリューションをご提供いたします。

### Security

お客様の大切な業務データを障害や情報漏洩から守るため、セキュリティシステムの構築、導入、運用までをサポートいたします。

4つのソリューションで、あなたの会社をサポートいたします。

### Network

多種多様なネットワーク構築・運用支援のノウハウを活用し、お客様のご要望をかなえる快適な環境を設計、ご提案いたします。

### Business Training

お客様の業務効率をあげるために、パソコンの基本的な使い方からビジネスソフトの活用方法まで、習熟に合わせたトレーニングプランをご提案いたします。



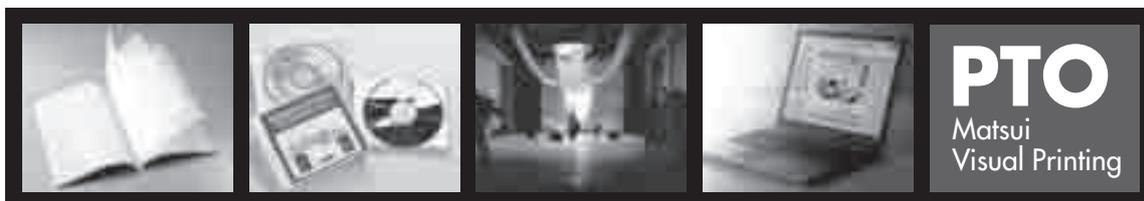
株式会社 **栃木シンコー**

お手伝いできることがありましたら、まずはご相談を。  
E-mail: sale@t-shinko.jp URL: <http://www.t-shinko.jp>  
TEL: (0282) 27-7738 / FAX: (0282) 27-6273

あなたは何を選びますか？



紙、フィルム、CD・DVD、テレビ、ビデオ、インターネット・・・  
自由にメディア（媒体）をお選びください。  
メディアに合わせて、あなたの「伝えたい」を「カタチ」にいたします。



株式会社 松井ピ・テ・オ・印刷

本社/〒321-0904 栃木県宇都宮市陽東五丁目9番21号  
tel.028(662)2511(代) fax.028(662)4278  
URL <http://www.pto.co.jp/pto/> E-mail [s@pto.co.jp](mailto:s@pto.co.jp)



特定労働者派遣事業  
(特09-30068)

